

平成18年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成18年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成18年12月18日 9時32分			議長	坂口久信
	閉会	平成18年12月18日 16時09分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	1番	見陣泰幸	2番	坂口祐樹	3番	浜崎敏彦
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	建設課長	岩島正昭		
	総務課長	岡靖則	収入役室長	坂本豊		
	企画商工課長	佐藤慎一	支所長	新宮義晃		
	財政課長	大串君義	農業委員会事務局長	中島末博		
	町民福祉課長	新宮善一郎	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	健康増進課長	江口司	公民館長	寺田恵子		
環境水道課長	土井秀文	太良病院事務長	毎原哲也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成18年12月18日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 経済常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第4 決算審査特別委員長報告
- 議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 議案第69号 平成17年度太良町水道事業会計決算の認定について
- 議案第70号 平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第73号 平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第86号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第87号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第88号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第89号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第90号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第10 議案第91号 佐賀県市町総合事務組合の設立について
- 日程第11 議案第92号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について
- 日程第12 議案第93号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第13 議案第94号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について
- 日程第14 議案第95号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第15 議案第96号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について

- 日程第16 議案第97号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第17 議案第98号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について
- 日程第18 議案第99号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第19 議案第100号 佐賀県自治会館組合の解散について
- 日程第20 議案第101号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第21 議案第102号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第22 議案第103号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第23 議案第104号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第105号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第106号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第107号 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第108号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第109号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第110号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第111号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について

（追加日程）

- 日程第31 議案の上程  
町長提案 議案第112号  
町長の提案理由の説明
- 日程第32 坂口祐樹君の議員辞職の件について

---

午前9時32分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る9月の定例会で各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。これより常任委員長の報告に入ります。

## 日程第1 建設常任委員長報告（所管事務調査）

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 建設常任委員長報告を求めます。

### ○建設常任委員長（田崎 誓君）

ただいまから建設常任委員長の報告をいたします。

平成18年9月議会において付託されました所管事務調査について、本委員会は去る9月17日の台風13号による被害箇所調査を9月27日に実施しましたので、その報告をいたします。

17日夕方に九州へ上陸した台風13号は、佐賀市で最大瞬間風速50.3メートル、太良町でも最大瞬間風速47.1メートルを記録する強い台風で、また、有明海の満潮時刻と重なり、有明海沿岸部を中心に広範囲にわたって漁港などの公共施設や農地及び農業施設等に大きな被害をもたらしました。

漁港関係の被害は、野崎洗出地区1号防波堤が20メートル流失、30メートル損壊、水谷地区1号北防波堤の先端部一部損壊、竹崎地区処理場用地護岸の被覆ブロックが170メートルにわたり被災、階段部一部被災、道越地区南側防波堤起点一部損壊、道越環境広場冠水、消波ブロック崩壊など約150,000千円の被害額でありました。

町道関係では、波瀬ノ浦国道取りつけ線、路肩保護ブロックが50メートルにわたり崩壊、川北線では15メートルの路肩部崩壊、その他路面への倒木被害など約28,000千円の被害額でありました。なお、倒木被害については町内建設業協会へのボランティアで撤去をお願いし、迅速に対応されております。

住宅関係では、栄町住宅でサッシ3枚破損、畑田住宅で遊園地植栽倒木3本の被害でありました。また、所管外の施設でも旅館や護岸など、甚大な被害があっております。

建設常任委員会の今回の調査で感じたことは、野崎漁港の1,000トンとも言われる防波堤が倒壊するなど、信じられない状況に改めて自然災害のすさまじさを痛感したところであります。

また、竹崎地区処理場用地の護岸被害では、平成16年の台風18号でも被害を受け、現状復旧が行われたところでありましたが、今回はそれ以上の被害を受け、委員会では現在設置してある2トンの被覆ブロックではなく、4トン以上の被覆ブロックか、それとも4.5トン程度の消波ブロックを据えつけるべきとの結論に達しました。この台風13号の教訓を踏まえ、被害に強い強固な関係施設の修復を期待し、建設常任委員長の報告を終わります。

以上です。

### ○議長（坂口久信君）

以上で建設常任委員長の報告は終わりました。

## 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 総務常任委員長報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

おはようございます。去る9月の定例議会におきまして、閉会中の所管事務調査を付託されましたので、研修報告をいたします。

総務常任委員会は、去る11月14日、15日、16日の3日間、行財政改革とまちづくりを研修目的として、長野県松川町と下条村を視察いたしました。

まず、松川町の概要であります。昭和31年、下伊那郡大島村と上伊那郡上片桐村とが郡境を越えて合併し、昭和34年、生田村を編入合併し、新生松川町として誕生した町で、中央アルプスから流れる片桐松川の川名によって命名された町でありました。

長野県は南端の下伊那郡の最北、天竜川を挟んで東西に細長く、東に南アルプス連峰、西に中央アルプス連峰を望む景勝地で、果樹、水稲、畜産、住宅、商店街、工業団地と地帯区分がなされ、中心部にも緑が多く、大自然を背景に整理された町並みと中央自動車道松川インターが町の玄関口として産業、文化の交流、発展に大きな役割を果たし、リンゴを中心とした1次産業は専門化が増加しており、人口動態でも10人減くらいで推移している。面積72.9平方キロメートル、人口1万4,000人の町でありました。

長野県は脱ダム宣言で有名ですが、全国的に見ても比較的自立の道を選択してまちづくりが進められている県であります。合併の有無にかかわらず、自治体の直面する課題は同じで、国家財政の構造的な行き詰まりを背景に、地方交付税、補助金税源移譲の三位一体改革、つまり、財源保障機能の減少の中で歳出予算の圧縮と歳入の確保ができなければ、次年度の予算措置が困難な状況です。投資的経費への影響は必至で、義務的経費に厳しく踏み込んだ抜本的な行財政改革に取り組まなければならないことは共通の課題であり、松川町における行財政改革プランの考え方、内容、取り組みの経緯についてであります。国、地方を通じた危機的財政状況で人口減、超高齢化社会など大きな変革の時代を迎え、どのように地方分権を確立し、自立的な自治体経営を進めるのか課題が山積しております。これまでの行政主導による行政運営を見直し、住民参画型の自治体経営に取り組んで、選択と集中により真に町民が求めるサービスを提供すると同時に、地域協働によるまちづくりが必要なことから、役場組織はぬるま湯意識を払拭し、コスト意識や成果重視など民間的発想を積極的に取り入れ、多様化、高度化する住民ニーズに的確に、かつ良質な行政サービスを提供する行政経営システムの構築がなされており、松川町の将来像を「人の和のある地域共働のまち・まつかわ」と題する第4次総合計画が27年を最終年度に18年度にスタートしています。改革プランは、新しい自治体経営システムとして三つの基本方針を示されております。

一つ、住民参画と情報共有による自治体経営の推進であります。

持続可能な自治体経営を構築するための住民参画を「計画」「執行」「評価」「見直し」すべての段階で参画するシステムであります。

2点目に、効果的な経営システムの実現であります。

役場組織の機能を直営サービス提供中心から調整的機能へ転換し、自治体経営の地域戦略本部としての方向性を検討し、プロの人材確保のため、人材育成や能力成果主義に基づく人事管理制度を確立し、小さな役場組織を指向します。

三つ目に、健全な財政運営確立。

基本構想や財政計画、行政評価等のシステムを有機的に連動させ、行政のあり方を前向きに変革して健全な財政運営を確立し、上下水道料、保育料、国民健康保険料など受益者負担の適正化を図るとなっております。

これらの基本方針を踏まえた実行計画として、34の改革項目が実施年度、内容を詳細に地域プロジェクトが具体的に示されております。

重点項目として、一つ、町の憲法となる自治基本条例の制定に向け、本格的な地方分権時代を迎え、町政運営の基本理念や基本方針を条例に定め、町民と行政の役割の明確化をするものです。

二つ目に、自治会担当職員設置要綱の整備によって、地域づくり交付金創設とあわせて担当職員による地域づくり支援を側面から支援するもので、各自治会2名の担当職員を配置され、役割として、情報の収集と提供、自治会長あて文書配布、自治会活動支援、懇談会の設定、調整、地域の会議などへの出席など、何でも相談できる存在として取り組まれております。

一方、行政改革の柱として、効果的な経営システムの実現であり、特に人材育成に力点を置かれております。

松川町人材育成基本方針の策定により、職場環境、職員研修、人事管理を連動させ、プロの職員育成を図る。

二つ目に、育成型ジョブローテーションとエキスパート配置をするため、自己申告制度による経営管理の実施。

三つ目に、職員の能力向上、意識改革の動機づけとして、自己啓発、職場研修、職場外研修を計画的に実施、他に他の自治体、民間企業との人事交流、接客能力向上対策によって質の向上が図られております。

次に、納税者が納得する人事、給与制度改革が実施されております。昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入によって年功序列制度を廃止し、組織の活性化が図られております。

能力成果主義による人事考課制度の導入による目標管理型勤務評定によって昇給手当に反映させてあります。

組織の強化、充実については、機構改革とグループ制の導入による複数の課、係の連動する施策事務事業を効果的かつ効率的に推進することで、フラットアンドフレキシブル化して迅速性の向上と業務量調整機能の向上が図られております。まさに、理想とする改革が本丸踏み込みでの計画実施がなされており、納税者の立場で行財政改革という視点から一つ一つ

が本町の参考になる内容であり、意識の問題であることが最重要と感じました。

次に、長野県視察のメインであります下條村の報告をいたします。

県の最南端、下伊那郡のほぼ中央に位置し、飯田市街や中央自動車道飯田インターから20分、人口4,218人、面積37.66平方キロメートル、山林26.12平方メートル（林野率69.4%）の山合いの小さな村であります。さまざまな住民本位の行政で着々と定住人口をふやし、職員の意識改革と画期的な事業展開で活性化に成功しております。

小さな町だから住民の顔が見える、優しい町だから住民の体温が感じられる、元気な町だから住民の未来がつかれる、平成の大合併が一段落した現在、俄然全国から注目されている下條村、4,000人余りの小さな村がどのようにして村を再生し、人口がふえ続ける自立した村として知られるようになったか、それはNHKの特別番組「日本のこれから－人口減少社会」で2時間半の放映がなされ、後半には中小企業の経営を生かして村の再生を成し遂げた伊藤喜平村長が生出演されてから全国のマスメディアが注目し、民放全社の取材依頼、地方議会人掲載、文藝春秋「日本の論点」「自治体破綻時代を生きるには」で紹介され、昨年から200以上の自治体から視察団が殺到し、11月15日は12団体80人の研修でありました。

さまざまな行政のスリム化政策と並行して、ポイントを絞った行政施策を行うことで実績を上げられている項目について紹介をいたします。

一つ、改革の中心を職員の意識改革からと役場の業務が予算編成など一番忙しい12月に職員全員を交代で民間企業へ研修に出し、厳しさを実感させる。当時、地方自治法に抵触すると県の地方課から忠告されても、任命権者の強いリーダーシップで実行されております。新規雇用カット、係長制廃止、収入役廃止、会計職員ゼロ、教育長欠員と51人の職員を18年度までに35人に削減され、フローリングのワックスがけから町道、林道の草払いも業務の一環とされています。仕事を効率よくこなせば、職員は少なくても済むとの村長の信念のもと、全体の奉仕者として使命感を持って頑張っておられるとのこと。

二つ目に、若者定住促進によって35年ぶりに人口が4,200人を突破した。マンション風で若者向けの安い村営住宅を平成9年から建設され、1棟12戸が標準建物で2LDK、約20坪、家賃36千円です。毎年1棟ずつ建設され、現在、10棟建設されております。入居の条件として、若者で子供がいるか、結婚する人に限るとされております。合計特殊出生率で2.12と高い数値であり、ゼロ歳から14歳までの若者人口率17.3%と長野県1位で全国でも高い指標と思われまます。加えて中学生までの医療費無料化はインパクトが強かったようです。

3点目に、汚水処理において合併浄化槽を選択されております。大部分の自治体が公共下水か農業集落を選んだ時代、下條村ではコスト面を考え、平成2年より合併浄化槽事業に着手、結果、公共下水で想定していた事業費45億円の約6分の1に削減、汚水処理の人口普及率99.5%まで整備されております。法定検査料全額、定期点検料2分の1を村負担と軽減がなされております。

4点目に、魅力ある村づくりとして、子育て支援や若者定住対策により、人口がふえると村に一定の施設整備の必要性から、平成6年、図書館建設、平成12年、医療・福祉・保健総合健康センター建設で、診療所は公立民営方式で運営されております。平成14年、文化芸能交流センターコスモホールは音響に配慮され、500席の本格ホールでありました。

5点目に、財政の健全化については最も厳しい前提条件に基づいての財政見通しを34年度まで試算、その状況下で行政運営ができるよう徹底した財政の緊縮を行い、財政構造の長期安定性を示す起債制限比率1.7%で県内1位、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は73.9、財政力指数0.22、基金残高についても当初予定より370,000千円多く、村民1人当たり550千円となっております。

変革激動の社会に生き残りをかけた小さな村の大きな挑戦は、厳しさの中にも温かくきらりと光る村でありました。税金滞納率30年間ゼロ、給食費滞納ゼロと納税意識を低下させないことは一にも二にも足を運んで取り立てしかないと強調されておりました。

総務常任委員会は、昨年の福島県矢祭町と今回の長野県下條村を中心として研修いただきましたが、この先、地方分権の時代に自己責任と自己決定の極めて厳しい時代を生き抜くための究極の宝物を見聞いたしたと思います。町づくりの将来像として下條村の姿こそが単独運営の見本となり得ると感じました。一日も早く気づいて実行できるかが自治体の運命を左右するような感じがいたします。小規模自治体から新しい自治・分権を切り開く、納税者の視点での行財政改革に取り組むことこそが改革の本質である具体的手法を学びました。

原点は、最大の経営資源である人そのものであるようです。下條村の取り組みを我が町に可能な限り重ね合わせたとき、そこから見えてくるのは厳しい中にも緑輝く豊足の里に子供の声が多く聞こえそうな、そのような思いも強くした研修でありました。

以上をもちまして、総務常任委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

### 日程第3 経済常任委員長報告（所管事務調査）

#### ○議長（坂口久信君）

日程第3. 経済常任委員長の報告を求めます。

#### ○経済常任委員長（竹下武幸君）

おはようございます。平成18年9月の定例議会におきまして付託されました、所管事務調査につきまして経済委員長の報告をいたします。

経済常任委員会では、9月17日の台風13号による被害調査を9月28日に実施しました。台風13号は、長崎県に上陸し、太良町にとっては最悪のコースを通過し、最大瞬間風速50メートルという最大級の台風でした。太良町でも17日午後7時、最大瞬間風速47.1メートルを記録しました。平均風速でも午後6時には27.8メートルという強風が吹き荒れました。また、

1日の雨量も30ミリぐらいで、午後6時以降は雨が全く降っていない状態であり、ちょうど満潮時刻と重なったため農作物に甚大な塩害が発生して二重に被害が増大しました。

調査コースとして、伊福、早垣地区のミカン園の潮風害を見て、その後に柳谷地区の官行造林、風配地区の県有林の倒木状況、嘉瀬ノ坂地区の鶏舎の倒壊状況、最後に中畑地区のミカン園を調査いたしました。

藤津農業改良センターの潮風害調査によると、水稻では0.3ミリグラムが限界ということでしたが、伊福地区では4.17ミリグラムという驚異的な数値を示しておりました。ミカンの葉では0.5ミリグラム以下では直接塩害は認めにくいということですが、伊福地区の0.78ミリグラムを筆頭に、里、日ノ辻、今里地区でも0.55以上という状態で、秋芽の禍変、成葉緑の禍変、それに落葉が見られるところがありました。直接塩害を受けたミカン園は風害とともに落葉、落果が激しく、枝葉は折れ、南東から受けた風のために北側から見て、この園はよいと思っても、南側に回るとびっくりするほど被害がすごいものでした。今後も落葉など被害は増大するものと思われまます。

柳谷地区の官行造林地は、風倒木が道路に倒れていたために、大至急通行できるように片づけてもらっていましたが、樹齢40年の大木が根ごと倒れていて、強風のすごさに改めて驚かされました。

風配の県有林は、モデル林として列状間伐をしてあるところで心配していたとおり、風の通りがよく被害を受けていました。嘉瀬ノ坂では銀杏の被害を見ましたが、落果が激しく、まだ未熟のため商品価値がないようです。

ブロイラーの鶏舎は伝染病などの問題もありましたので、上の道路からの調査でしたが、長い鶏舎が倒れたり、隣の鶏舎に倒れかかったり、また、倒れていなくても棟が曲がっていたりで解体復旧には相当の努力が必要であると見受けられました。

水産については、カキ養殖のいかだが流失したりはしていないようでしたが、稚貝の縄が切れたりして調査中とのことでした。被害額としては総額350,000千円ぐらいですが、今後、ふえることもあるようです。

今後、国、県の対応がどうなるのか、また、太良町としてどう対応していかれるのか、平成3年の台風のときを参考にして今後の対応をお願いし、経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済委員長の報告は終わりました。

#### 日程第4 決算審査特別委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第4. 決算審査特別委員長報告をいたします。

本件は去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付

託いたしました。

議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定について、及び議案第69号 平成17年度太良町水道事業会計決算の認定について、並びに議案第70号 平成17年度太良町一般会計外9特別会計歳入歳出決算の認定について、議案集6ページのとおり報告が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

議長の命により、企業会計並びに一般会計等決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第68号及び議案第69号の企業会計2件と議案第70号から議案第75号までの一般会計及び特別会計6件、合わせて八つの案件を審査するため、11月7日、8日、10日の3日間、執行部からは町長初め助役、収入役、教育長ほか関係課長と両監査委員の出席を求めて本委員会を開催いたしました。

議事の都合上、初日の11月7日は企業会計2議案を審査、採決し、11月8日、10日に一般会計外5特別会計を審査、採決をいたしました。

計数につきましては、既に監査委員の専門的立場で地方自治法及び地方公営企業法に基づき審査照合されて、さきの9月議会に報告がなされておりますので、本委員会は予算を議決した趣旨と目的に従って適正で、かつ、効率的に執行されたのか、それによって行政効果、今後の行財政運営の改善、工夫など予算執行の優劣の評価を重点的に審査を進めてまいりました。

初めに、企業会計2議案についてであります。まず、採決の結果を申し上げます。

質疑終了後、採決に入り、議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算及び議案第69号 平成17年度太良町水道事業会計決算は、全会一致をもって原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、まず水道事業会計であります。当年度純利益6,259,955円を計上されております。前年度と比較して1,081,323円、率で20.9%増加して、給水単価と給水原価の差は向上しております。

事業の経営状況は、配水管の改良工事、給水管の切りかえ、漏水修繕等、計画的に施設の充実が図られ、配水量の効率を示す有収水量率は81.56%となっており、前年対比1.35%上昇し、年々改善傾向にあるが、県平均86%の目標達成に向け、具体的な実施計画による最善の努力を求めます。

給水状況を見ると、給水戸数は8戸増加したが、給水人口は74人減少している。給水量は278立方メートル減少し、営業収入も減少している。

経営合理化状況につきましては、集中監視システム、管路情報システム導入により配水池、給配水管の情報充実が図られ、水道水の安定供給に改善と合理化が認められます。また、未

収金の回収につきましては、少数ではあるが、計画的に分割納入ができています。滞納者には公正を確保するため、少額時から足を運んで徴収することが基本であり、悪質滞納者には厳正な手段と方法の執行を求める。今後とも低料金による安全で良質な水を完全給水することを基本としながらも、人口減少に伴い、給水量も年々減少することが予想され、一層公営企業精神を発揮した業務の効率運営と経費節減に努力されたい。

次に、審査の過程で延べられました主な内容について申し上げます。

一つ、水道事業経営を左右する有収水量率は毎年上昇し、17年度では81.56%となった結果は努力の成果であるが、県下優良事例ベスト5は90%台をキープしている。まずは、県平均である86%に一層の努力を期待するとともに、公共施設の利用法、消火栓の使用など、類似団体の状況を参考にされ、県平均とのロスの原因究明を求める。

一つ、人口減少とともに給水量の減少が続いている。有水能力対給水量は50%余りで、余力は十分である。大口利用者への配慮など検討することで、個人ボーリング対応の抑制に効果的と思われる。

一つ、水道事業全体として、企業会計意識のもと、経營業務管理の民間委託への見直しの検討、システム導入の費用対効果、管路を含む施設の耐用年数など、事業拡大は望めない状況で良質な水を安定供給し、施設の維持管理を継続することは今後長期的な大きな課題と思われる。

一つ、未収金の徴収については努力は見受けられる。回収は一にも二にも足を運ぶことであり、結果、慎重なる精査の上、過年度分の不納欠損の検討を求む。徴収方法が甘い。停止勧告など厳正に対応され、場合によっては強硬な手段を断行すべき。

以上であります。

次に、町立太良病院事業会計であります。新病院開院を控えた17年度事業会計決算の結果は、一般会計からの繰り入れに依存しながらも収支の均衡が図られている。営業面では入院患者は前年対比5%増加し1.3%増収となっているが、外来患者は1.5%減少し27.5%減収となっている。前年度の18,433,331円の赤字に引き続き、本年度も39,125,378円の赤字経営となり、当年度未処理欠損金についても110,579,978円で大変厳しい状況下にある。

診療報酬の引き下げ、患者負担増など信頼度を高めない限り、患者の減少でますます経営状況は厳しくなることが予想される。事業収益を基本とした収支の均衡こそが企業会計の本旨であり、病院全職員が現状を直視し、危機意識、コスト意識、サービス意識を一段と高め、患者を一人でもふやす目標がない限り、経営健全化はあり得ない。接遇、患者様、収益の各チームで院内改革を推進中であるが、患者の動向、単年度赤字決算の原因究明など努力を求める。

新病院建設から開院準備と大変な1年であったことは認めるが、病院企業自身の自助努力を基本として経営健全化に向け、一層の改革と改善を要請いたします。

それでは、審査の過程で延べられました主な内容であります。

一つ、ワーキングチームによって院内改革に向け、改善策が推進されているにもかかわらず、患者動向では前年対比、入院5%増であるが、外来では1.5%減少している。単年度決算39,125千円の赤字決算となった原因究明を総合的に検証されたい。

一つ、企業会計意識が身につけていない。予算に対して決算の見込みが甘い。収支のバランスを基本とした数値管理が足りない。

一つ、医業外費用の69%、病院事業総収益の72%は給与費である。人事評価による人件費抑制と収益確保は喫緊の課題である。

一つ、将来的に自治体病院の赤字体質は許されない。徹底的な意識改革のため、総務省のアドバイザー事業に取り組んではどうか。

一つ、監査意見にもある長期的固定化未収金については、総合的な精査の上、不納欠損を含めた整理検討が望ましい。

一つ、独立した企業会計を目指す上で、引当金の固定負債計上をすべきところ未計上となっている。次年度以降計上されたい。

以上が主な意見であります。

次に、一般会計及び特別会計についてであります。まず、歳出につきましては、平成17年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、適正に執行されているかどうかを款ごとに区切って審査いたしました。

また、歳入につきましては、収入の確保に十分努力が払われ、その実績はどう上げられたか、また、予算額と比較して調定額はどうかであったか、不納欠損はやむを得なかったのか、中でも町税、国民健康保険税などの滞納はどのように整理されたのか、その過程を中心に質疑を行いました。

その結果、一般会計初め各特別会計は歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

平成17年度の普通会計における財政指標の数値では、経常収支比率、公債費比率の増加が見受けられます。普通会計のみならず特別会計でも消費的経費の抑制は言うまでもなく、中でも義務的経費はふえる傾向にあり、繰入金依存体質から脱却され、経費の節減と合理化に最善の努力が払われるよう要請いたします。

一般財源の不足に伴う財源の確保は、主に地方債の借り入れ及び各種基金の取り崩しによるもので、これまでの国、県からの依存財源はJR振興策を除けば三位一体改革の中で確実に縮減されており、収入の的確な確保とともに、将来を展望した公債費、債務負担行為など後年度財政負担の適正化や年々減少する各種基金の適正な運営を考慮しながら、住民ニーズに対応する計画的な行財政運営を図られるよう願います。

決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算となっており、議案第70号 平成17年度

太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についての6議案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは審査の過程で延べられました一般会計での主な意見、要望等について報告いたします。

一つ、情報の共有化と難視聴対策として整備された新世代ケーブル施設の加入状況は56.69%である。受信料負担以上の魅力ある番組制作と放映努力が不足している。

一つ、人口動態で出生72人、死亡120人、転入196人、転出328人で、17年度181人の人口減である。定住対策と少子化対策は急務である。

一つ、合併処理浄化槽302基設置で、漁業集落排水を含め下水処理率21.4%である。見直し案を早急に検討されたい。

一つ、増加傾向にある義務的経費で、中でも扶助費、公債費に加え、太良病院建設、教育施設の整備、漁港改修、下水対策など大型公共事業が残されている。機構改革による義務的経費全般に踏み込んだ財政基盤の強化を図り、今後の財政機構の健全維持による住民サービスの配慮こそが行政の基本である。

一つ、町税の収納率は前年度同様92%である。現年度課税分0.1%増、滞納繰り越し分は前年度8.2%から11.9%となり3.7%増加している。町税は自主財源の4割強を占め、町財政運営の基本的財源であることから、最大の努力と手段をもって徴収に臨まれない。

一つ、厳しい社会情勢の中で今までの未収金徴収方法では滞納額の増加が予想される。住宅使用料、保育所負担、育英資金、給食費、水道料など滞納徴収については関係課の業務の一環であり、明確な責任と助役を中心とした徴収体制整備による厳正な対応を早急に求める。

一つ、農地の荒廃地防止策として2期目の中山間地域直接支払交付金事業の実績で、32集落、812ヘクタール、76,220,977円である。不加入地167ヘクタール近くが荒廃農地として点在していると思われる。実態調査による保全と活用が望まれる。

一つ、行政区55の実態は5戸から263戸と格差があり過ぎる。一定の世帯規模に集約した嘱託員の再編と消防団の部の再編による経費節減と合理化を研究されてはどうか。

一つ、超過勤務については改善傾向にあるが、自治体の将来的持続可能経営を目指して、機構改革、行政評価、人事評価など事務事業の効率化による経費節減と住民サービスの維持、充実に取り組まれない。

一つ、決算での不用額が多過ぎる。3月補正で全体を見きわめて節度ある決算内容を求める。

一つ、1次産業の振興、健康の森公園ほか管理委託料、廃止路線バス、火災放送のあり方、

分収林契約など、施設の充実、改善、合理化を視野に研究されるよう求める。

以上であります。

次に、特別会計であります。老人保健特別会計につきましては、町の人口は1万961人に対し、高齢者は27.5%の3,017人で年々増加している。対象年齢が75歳に引き上げられ、受給者数は1,903人と伸び率3.3%の減であったが、医療費総額1,362,629千円と83,434千円、伸び率6.5%増加し、1人当たりの医療費も716,419円と伸び率10.2%と大幅に増加している。決算額では19,645千円の黒字となっている。

次に、国民健康保険特別会計については、国民皆保険制度として健康の保持、増進に大きく貢献しているが、急速な高齢化や医療費の増加とともに、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みから深刻な財政の窮迫状態である。基金からの多額の繰り入れにより維持されている状況で、各種保健事業、食生活等健康意識を高め、医療費抑制に一層努力を求めます。

山林特別会計につきましては、直営林44%、242.29ヘクタールが主伐対象林分であるが、依然として木材価格は低迷している中で、資源の育成と保護に努力されていることは優良材生産とあわせて水資源の涵養、災害防止、保健保養など公益的機能ははかり知れない。今後、主伐、択伐、間伐等に意欲的に取り組むことで、多良岳材のブランド化と雇用の創出、技術の継承、公益材の育成、保護に取り組まれるよう望む。

次に、簡易水道特別会計につきましては、給水戸数8戸、給水人口66人、いずれも減少している。1立方メートル当たりの営業費用103.05円、収益も37.32円と減少し、有収水量率も75.82%と下がっている。伊福、里地区の監視システム増設、牟田地区水源地ポンプ取りかえ、端月地区の配水管布設がえ施設など施設の充実による安定供給が図られている。補助金、繰入金が多く、事業運営の一層の努力、水道料滞納者には厳正な対応を望む。

次に、漁業集落排水特別会計につきましては、繰入金、繰越金に8割を依存している。公債費22,324千円はやむを得ないとしても、維持管理等の経費の節減に一層努力されるよう要請いたします。

以上が決算審査特別委員会3日間での審査、審議の過程で述べられました主な事項であります。監査委員の審査意見書に付記されている意見及び本委員会での意見、要望につきましては十分研究されて、次年度以降も地方分権の進展に伴う三位一体改革が進むと思われ、今後太良町を取り巻く財政状況は悪化することが予想されます。県内を見ても単独でまちづくりを選択した自治体は少なく、今までの行政体の概念を超えた厳しい姿勢で取り組み、住民の痛みを伴う改革を進めると同時に、緊縮財政の中で個性あるまちづくりと多様なニーズの実現にどのように道筋を開き、住民との合意形成を求めるのか。財政再建が納税者の要望を切り捨てる便利な口実にならないよう限られた財源で何を選び、優先させるのか。住民が納得してこそ協働のまちづくりが可能となり、明るい希望の持てる町の実現を目指して執行部、議会が一体となって、かたい決意で21世紀の新たな太良町の将来像として、小さくても輝く

町を創造する待ったなしの時であり、19年度予算編成と行財政運営に十分生かされるようお願いしまして、決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

ただいまの各会計の委員長報告は認定する旨の報告であります。

最初に、議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第68号 平成17年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本案は認定すること決定いたしました。

次に、議案第69号 平成17年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第69号 平成17年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号 平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第70号 平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号 平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第71号 平成17年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第72号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号 平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第73号 平成17年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第74号 平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第74号 平成17年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第75号 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第75号 平成17年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。したがって、すべての会計が委

員長報告書のとおり認定されました。

## 日程第5 議案第86号

### ○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第86号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

### ○16番（中溝忠喜君）

今回、譲渡所得税が長期と短期とございますが、これが改正をされて、国保税が提案の内容のように改正をされておるわけですが、これは大体、平成16年に1回改正をされておるわけですよ。それで、全体像がどういうふうになっているのか。国税と地方税の分配比率、そういうものの内容について御説明願いたいと思うんですが、実は、16年の改正では、これが長期の場合、26%あったのが20%に、短期で52%あったのが39%というふうに改正をされてきているわけですが、それで、今回の18年の改正によって、その辺の全体像がどういうふうな改正内容になっているのか御説明願いたいと思うんですが。

### ○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

16年の税制改革で、先ほど中溝議員おっしゃるとおり、長期譲渡についてはその時点で現行26%が改正で20%と。その内訳については、改正後の内訳を申しますと、所得税が16年の改正前が20%で改正後が15%と。そのうちに、住民税が改正前が6%で改正後が5%。その内訳を申しますと、5%のうち改正後の内訳を申しますと、町税が3.4%、県税が1.6%。それで、19年4月からの改正については、その5%の内訳の町税の部分の3.4%を3%にしますよ、県税については1.6%を2%にしますと、これが長期譲渡の内訳でございます。

短期について申し上げますと、平成16年の改正が現行が52%、改正後が39%になるわけですが、そのうちの所得税が改正前が40%で改正後が30%、その内訳として、住民税が改正前が12%で改正後が9%。その時点の改正後の内訳を申しますと、町税が6%で県税が3%だと。そして、今回の改正で町税の6%が5.4%になりますよと。県税が3%から3.6%に改正をいたしますと、こういう内容でございます。

以上です。

### ○16番（中溝忠喜君）

私がお尋ねするのは、今回3.4%、県税が1.6%、それから、長期の場合、町税が3.4%というような、これが3%になったということはわかるわけですから、今度のこの3%、それから5%に長期、短期が改正されるその中身が国税、地方税がどういうふうになっているのか、そこが知りたいわけなんですよ。

### ○健康増進課長（江口 司君）

先ほど申しましたとおり、16年の改正後が、現行20%の内訳が所得税が15%で住民税が5%、合わせて20%です。改正前は、国税の方が15%で住民税が5%だと、16年度の改正で。（「それはわかっとっ」と呼ぶ者あり）それで、改正前がその時点……（「執行後」と呼ぶ者あり）今んとが改正後なんです。改正前が長期で全体として26%、そのうちの所得税が20%で住民税が6%、合わせて26%。ですから、16年の改正時点で6%少なくなったと、長期の場合。

それから、短期で申しますと、全体で改正前が52%やったのが、その内訳が所得税が40%で住民税が12%、合わせて52%ですね。これが改正後については39%で、その内訳が所得税が30%で住民税が9%だというふうなことであります。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

いやね、私はそのことを聞いとらんわけ。平成16年に改正がそういうふうになっておるわけでしょうが。ところが、18年の4月から今度改正されて、長期が6%が5.4%、それから、短期が3%というふうになった。国税と地方税はどういうふうになっているのかと、18年度の段階を聞いておるわけ。あんたは16年度に改正の国税と地方税の説明をしよるものですから、そうじゃなくして、私が聞いているのは、18年の4月に改正になって、今回、国保税の改正がこういうふうになっていると。それならば、国税と地方税はどういうふうになっているのかと、その比率を聞きたいわけなんです。

#### ○健康増進課長（江口 司君）

重ねて申し上げるようでございますけれども、国保税と長期譲渡をミックスされているんじゃないかと。18年度、国保税の改正の長期譲渡については改正をしていないわけございまして、今回の改正というのは、そのうちの長期譲渡所得の住民税の県税と町民税の内訳の改正でございまして、18年度の長期譲渡所得の国保税の課税の特例については改正をしていないわけございまして、18年6月の専決の課税については、その時点では公的年金控除の1,400千円から1,200千円に落ちたために、18年度の控除額が段階的に130千円と、それから、19年度については70千円の特別控除をいたしましょうというのは、18年6月の専決の議会提案をしたものでありまして、今回の改正については、長期譲渡の課税の特例について、それぞれ提案しているものでございます。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

私は小泉内閣が三位一体改革によって、そして、地方分権の推進をやるということで、やっぱり国税と地方税を変えることによって税源の移譲をやるというようなくだりがあるものから、その一環としてこういうふうに国保税も改正せざるを得なかったんじゃないかなるかというような考えがあるものから、それで、国税と地方税の比率が相当変わっている

んじゃないかという想像があるものですから、そこで聞いているわけですよ。そしたら、その改正はあっておらんというわけですね。それはよかです。

そうしたら、この改正はどうでもいいですが、今回の長期、それから、短期の譲渡所得の国保税に占める比率というのは大体どのくらいあるんですか。大体17年度決算で収入額が448,000千円というふうにあるものですから、その中に今回の譲渡所得というのは、短期あるいは長期合わせてどういう内容になっているのか、説明願いたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

今回の17年度で申し上げますと、17年度決算については議員おっしゃるとおりですけども、長期譲渡が一般、退職合わせて13人いらっしゃいまして、全体、これは一般に占める割合が大体0.18%ぐらいですね。金額が、課税標準でいきますと課税標準額が23,654千円で、その11.3%とすれば大体2,672千円程度になって、これからいけば、大体0.84%ぐらいというふうなことになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第86号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第6 議案第87号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第87号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

この第2条第4項中「特定療養費」というのを「保険外併用療養費」と改めるという、その「保険外併用」とかいう、そういう問題はどのようなものか、ちょっと言葉が、私にはこれはぴんと来んもんですから、この内容の説明を求めます。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

医療技術の進歩とか患者さんのニーズの多様化、そういうことに対応をするために、保険適用外の療養を受ける場合であっても、一定の条件を満たした評価療養と選定療養というのがございますが、これらについては保険との併用が認められると。そういうことで、その療養費が保険外併用療養費ということになっております。

**○11番（岩島 好君）**

今のあなたの説明では、私はぴんと来ません。こがんとをこがんというふうな、具体的に説明を求めます。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

それでは身近なところで、患者さんが入院をされた場合に、お医者さんの判断は通常の病室、大体4人部屋でございます。それでも、よいところを患者さんが選択されて特別な設備のある特別室を選ばれた場合には、通常4人部屋に相当する分はこの保険外併用療養費で見ると。あと残りの分は、いわゆる差額ベッド代ということで自己負担になると、そういう制度でございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

乳幼児の医療費の助成というのは、大体母子家庭も一緒なんですけど、これは1日300円を控除した以外の一部負担金、これは全額取らないというようなことなのか。それとも、月に300円というのか。大体母子家庭あたりは月に500円とかいうふうな状況ではなかろうかと思いますが、この乳児医療というのは、これは1日なのか月なのか、その辺の内容はどうなっておりますか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

1カ月300円が自己負担となっております。あとの残りはもう全額助成になっております。以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

それから、もう一つ関連としてこれはお尋ねしたいわけなんですけど、この乳幼児の医療費の助成について、今太良町の場合は非常に厳しい、かつてない財政状況の中にあるんですよ。しかし、今の若者世帯というのもほとんどが共稼ぎをしながら、そうして、金と時間の余裕もないような生活の中で保育園の送り迎えをし、そして、一たん病気になれば、これはもう

すべてをストップして病院に連れていくと。子供は全部一緒なんですけど、この乳幼児というのは非常に病気にかかりやすく、頻繁に病院に行く回数も多いわけなんです。そういうようなことで、行けば行くと金がかさむというようなことで、今若者の世帯というのは、子育てのために非常に苦難の時代を迎えているというような厳しい状況でございます。こういう状況でございますので、子供というのはいつの時代でも一緒なんですけど、次代を担うところの宝でもございます。そういうようなことで、太良町としても財政は非常に厳しいけれども、子育ての支援策、あるいは少子化対策というような立場に立って、入学前ぐらいまではこの医療費について、乳幼児の医療費助成のこういう条例に基づいて年齢を上げて取り組むというようなことが今の一番若者の子育てに対する厳しい時代に対応するところの対策の一つではなかろうかというふうに思うものですから、この点について町長はどのような考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（百武 豊君）

今議員おっしゃったとおり私も同感でありますので、もう半年ぐらい前から、来年度は予算のやり繰りをやって就学前までは無料にしたいということをやちゃんと申し上げております。

○16番（中溝忠喜君）

ぜひひとつ、3月議会にもそのことを実現するように期待をいたしておきます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第87号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第88号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第88号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第88号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第89号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第89号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この89号議案に対しまして、重度心身障害者というのは太良町に今現在何名いらっしゃいますか。お尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

対象者で申しますと、285名でございます。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

それでは、金額にいたしてどれだけの助成をしていらっしゃいますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

平成17年度決算ベースで御説明をいたします。医療費総額が313,000千円程度でございます。それから、保険者負担とか一部負担額、高額療養費等を差し引きまして、助成額が26,085千円程度になっております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

それでは、これから先、今までと、国からの助成金は幾らありますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

この支弁予定額の26,085千円のうち、2分の1を県の補助金ということで補助を受けております。あとの残りの分は町費でございます。

以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第89号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第90号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第90号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

この広域連合は高齢者医療確保法という法律に基づいて、今回広域連合組織を設立する方向で計画をされておりますが、この法律は57年に設置された法で、今日まで約24年間、各市町村が何の支障もないままに関係事務をやっているわけですが、今回広域行政の視点で取り組まれるということはどういう動機とメリットがあるのか、その点についてお尋ねしたいと思うんですが。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

根拠については議員おっしゃるとおりでございます。理由として、団塊世代の高齢期を迎えるのが平成27年だと。国民の4人に1人が高齢者となる超高齢化社会になるわけでございます。現役世代と高齢世代の負担の不公平が措置をされる必要があると。それから、財政運営の責務の所在が不明確だというようなことで、75歳以上の後期高齢者の心身の特徴等

を踏まえながら現役世代と高齢者の負担の明確化を図るといようなことで、これは全国の市長会並びに町村会の方から、地方の財源の負担が年々厳しくなる折に、そういった制度の創設あたりを望んでこられたというのが経緯でございます。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

そうしたら、この規約内容を見ますと、1が被保険者の資格の管理に関する事務、2が医療給付に関する事務、それから、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務というように集約をされておるわけですが、太良町の場合も今までずっと続けてきたわけですが、こういった事務費というのは、大体予測としてどのくらい太良町内でかかっているんですか。今回、負担と準備金合わせて八十四、五万円の計上がされておりますが、どちらかといえば職員派遣までというように一部の話も聞かんでもないもんですから、この辺が非常に心配をしているんですよ。その辺どういうふうになっているのか。

#### ○健康増進課長（江口 司君）

共同処理事務の5点目の施行に関する事務の中で、18年度については設立準備委員会と申しまして、既に佐賀市を中心に佐賀市3名、それから、川副、上峰、みやき町、そこらあたりで既にもう7人、設立のための事務をとり行っているところでございまして、その事務等については全員協議会の折に説明をしておったところでございますが、23,500千円の一部負担の部分と、それから16,222千円ですか。23,500千円というのは共同処理事業の中の人件費等々で、あとの平成19年2月、3月分については、この設置ができますと知事許可が2月1日におりますので、そこらあたりの議員報酬、あるいは連合会のそういった理事あたりの報酬等々の経費がおおむね16,222千円の一部ということで、あわせて今回補正にも出しておりますが、トータルとして854千円程度の今回の事業費というように提出をしておるわけですが、そのほかについては、19年度等々については若干、新年度予算であるわけですが、19年の4月からは、各市町議員選出と同じような方向で75歳以上の高齢者割に対しての職員の派遣と、それから、高齢者人口の多いところは2名だということ、職員については佐賀市と唐津市が2名程度で、あとは全市町1名ずつだということ、19年度から早急に事務をします。事務局の話としては、80本ぐらいの法令の施行をするために、かなりハードな事業になるということ、ございました。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

私は、これは職員まで派遣して大がかりなそういう広域組織をつくるということになれば、近い将来にこういった後期高齢者の老人保健を今の広域でやっている介護保険方式に切りかえて、そういう保険料から負担金から全部やっていくということになれば、非常に太

良町の負担は大きくなっていくと。今の介護保険の方式ですれば、やっぱり太良町あたりは今健康づくりで相当努力をしておるものですから、高齢者の医療費というのが県下でも下から一、二番ですよ。そういうような状況で、医療費というのは佐賀県下では東高西低で、鳥栖方面は物すごく上がっているわけ。老人1人当たり10,000千円以上かかっているわけなんです。太良町は四、五十万円でセーブしておるわけですよ。そういうような状況の中で、これはもう東高西低の医療費で一週に、一蓮托生に介護保険方式でやられるならば、太良町の負担って今まで以上に大きくなるというような懸念があるものですから、そうなってくれば、これはもう太良町にとっては不得な事態じゃなかろうかというふうに思うものですから。

それから、合併をしたということで、すべてが多勢に無勢というようなことで、負担金の積算方式も全部平等割10%、それから、人口割、高齢者人口というような比率をやっておるわけですが、やっぱりその辺ももう少し研究してやらんと、広域あたりでもそういったことで10%、15%と言うものですから、私はそれじゃいかんと。やっぱり5%ぐらいにやっつかんことには、佐賀の人口と——例えば、今度の広域連合にしても、佐賀の人口は25万人ですよ。ところが太良町は1万ちょっとというような比率で、10%の負担というのは雲泥の差ですもん。そういうような積算内容でやっていくというのは、私はいかがなものかというふうにも思うものですから、こういったところはもっと検証をして、十分検証の上にも検証をして算定をするというような状況でないと、もう今の段階でも2,000数百万円の負担金を出さなくちゃいかんというような状況であれば、非常に問題が太良町としては残るんじゃなかろうかという、そういう心配をしておるものですから、この辺については、将来今のこの介護保険方式になるというような心配はないのかどうなのか。私は職員の派遣ということまでできておるものですから非常に心配するわけですが、その点について、どういう感触なのか。

#### ○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

一つは、老人医療に対する負担がそれぞれの市町村の実績に応じて努力したところとしなところの差があるというようなことですが、その辺の全体枠が今のところわからんもんですから、方向性というのがちょっと見えないわけですが、ただ、共同処理する事務の負担割合についてはこの協議の中に入っておりますが、均等割10%、人口割、あるいは高齢者割の45%については、これは47都道府県の大体平均をすればそのような均等割10%、人口割、高齢者割45%と、47都道府県の平均を見ればそういうことになっておりまして、佐賀県もそういうことで採用したという経緯でございます。

それから、将来の方向性等については、20年4月から実施されるわけですが、そういった財政負担を各市町が賄い切らん今の現状からすれば、ある何がしかの、医療制度改革もその一つですけども、今回の高齢者医療制度についてもその中の一つでございますが、医療費がこのまま放ったらかすと57兆円程度かかるやつを、今度の改正等々を入れれば48兆円

程度、約7兆から8兆円程度の医療制度改革ができるんじゃないかという国等の見解がございまして、今回の改正に至ったという経緯でございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

全協の折にスケジュール表をいただいたんですが、それを見ていたら、これは20年4月から施行というような内容で書いてありますが、今から3月31日までの予算が町にとって854千円の負担と。そしたら19年度内で、例えば、電算システム等の費用というのも多分上がってくると思うんですが、それは19年度に金額がある程度決定するということですかね。それとも、20年度の予算の中から計上されるということですかね。

**○健康増進課長（江口 司君）**

お答えします。

電算の立ち上げについては、今のところの予定としては19年度の当初になるか補正になるかわかりませんが、電算の方としては約37,000千円程度かかると。それから、政令等については4月だと言いながら、その全体の大枠については19年の11月を目途に予算の編成をなしていくとなれば、19年度の後期あたりのそういった改正とともに電算の導入あたりも考えていくところじゃないかと、かように思っております。

**○11番（岩島 好君）**

今の話の中で、職員派遣というか、職員ばうちから出さにかいかん場合の給料体系はどうなりますか。

**○健康増進課長（江口 司君）**

お答えします。

給料等については、それぞれ組織等についてはこの全協の方で上げておりましたが、そこはプールという形になるわけですね。先ほど申しました均等割、あるいは人口割、高齢者割というようなことで、その辺の、例えば明細から言うぎ、職員の人件費がずうっとあるわけですが、その辺のどこからどこまでは連合会で見ますよというようなことで、ある一定の協定あたりでやっていくというようなことになっております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、ある一定までということですから、極端に言いますと、連合会からもらったり町からもらったりするわけですか。給料関係とかいろいろな手当、人件費については。

**○健康増進課長（江口 司君）**

主体的には町の部分で全額町が払うと。ただ、共通経費として見るというところが何と何とするかと。一応給与等の範囲については、給料各種手当ですね。扶養手当、通勤手当、時間外手当と。それから、各種負担金、長期、あるいは短期の共済、あるいは介護。それから、福祉事業負担金と退職手当負担金等については除くというようなことで、1案、2案、3案

いろいろありましたが、第1案の給料各種手当と各種負担金というようなことで、これを共通経費にしましょうというようなことで、あとの部分についてはそれぞれ町負担というようなことに多分なるんじゃないかと思っております。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

私が聞いておるのは、そしたら、結局その派遣職員の給料から全部を町で見なさいということですね。そうすると、まず私が疑問に思うのは町の職員、例えば、給料体系が違いますね、よその者と。そのときに統一的な給料でやられれば、逆に給料の高い人を派遣した場合は給料がダウンするんじゃないかという心配がちょっとあったわけですよ。逆に反対の場合は、安か給料であれば連合でやれば給料が上がるという場合もあるわけですから、その点を聞きよるわけで、その派遣職員の給料から手当から全部町がやるんだということですね。町が支払うんだということですか。その辺をもう少し詳しく。

#### ○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりそういう疑念もあるわけですし、町の職員の給与については町が負担するわけですね。しかし、共通経費等については、先ほど申しました均等割り人口割り高齢者割というようなことで、一応設立準備委員会としては、できるだけ30歳未満の経験者を出してくれんかというようなことで要請が来ておるわけですが、各市町一概にそうはいかんと。うちあたりを考えれば、30歳を超えた人もおると。そいけん、冗談じゃなかと。そいけん、その辺は事務局と首長あたりが話し合いをしながらやっていかせてくれというようなことを申し入れ等しておるわけですが、結果はどうなるかわかりませんが、そういうことで進めているところでございます。

#### ○16番（中溝忠喜君）

私は職員の派遣については、やっぱり連合組織として新しくほやほやで誕生するわけですから、そういういろいろ給与関係の問題、財政の問題もあろうと思いますが、全部負担金でやるんですよ。そういうことであれば、もうこの際スタートから連合職員というような採用をして、そこで成長をしていただいて、そしていろいろなノウハウを生かして効率化を進めていくというような仕組みが一番妥当じゃなかろうかというふうに思うんですよ。というのは、やっぱり派遣職員になれば、3年すればもう自分は変わってよかというような責任の非常に大きなずれがあるものですから、そういうようなことで、そして、財政的には全部もう金の足らんときは各連合組織の中から負担金として財源を徴収するという、まさに負担金制度というのは打ち出の小槌と一緒になんです。そういうような甘さがあるものですから、私は創意工夫もない、あるいは甘さもあるというようなことで、これはもう最初から派遣職員じゃなくして生粋の連合職員で持っていくということが将来のためにも一番いい方法だとい

うふうに思うんですが、その辺についての考え方はいかがなものかと思うんですが。

**○健康増進課長（江口 司君）**

議員御指摘についてはよくわかるわけですが、18年度当初に厚労省あたりからの考え方が示されて、しかも、9月1日に設立準備委員会をして19年の4月からすぐに80本あたりの法案と、それから、電算とか、あるいは被保険者の把握等を考えれば、直近に、言うちゃ悪かですけども素人ば雇うて19年度から電算等、それから20年4月に移行して間に合うかという問題等がございまして、設立準備委員会の要望として、要するに老人医療等、あるいは国保の経験者を出してくださいというようなことございまして、19年度の派遣の職員についてはかなりハードな仕事になるかというようなことで、準備委員会の方もそういったことで要請が来ておりますので、議員御指摘についてはよくわかるわけですが、その辺はなかなか難しいのではないかと、かように思っております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第90号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第10 議案第91号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第10. 議案第91号 佐賀県市町総合事務組合の設立についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○15番（田崎 誓君）**

この91号議案につきましては統合するわけですから、これは議会で議決せにやいかんと思うんですが、92号議案から103号議案まで10議案、これは廃止されるわけですから、91号議案の一つで対応ができるのかどうか。その辺をまずお尋ねします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

市町総合事務組合の設立については、6一部事務組合の解散、それと、財産処分を含んで、今後この一部事務組合で事務をするということになっております。

○15番（田崎 誓君）

それでは、92号議案から103号議案、これをまとめたら大体6議案、関連しておる92号と93号、94号と95号、96号と97号、98号と99号、100号と101号、102号と103号は、これ、一つ一つじゃなくて関連しておるわけですよ。そしたら、6議案になるわけですよ。だから、その6議案は何かでこれは対応するわけですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

一部事務組合を今回設立するということで提案しておりますけれども、法律の中にありますけれども、解散とか財産処分についてはそれぞれの議会に協議をするということになっておりますので、解散についてもそれぞれ議会の協議、財産処分についても議会の協議をしてお諮りをするということになっておりますので、今回提案をしておる次第です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第91号 佐賀縣市町総合事務組合の設立について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11～第12 議案第92号～議案第93号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第92号 佐賀縣市町村職員退職手当組合の解散についてから、日程第12. 議案第93号 佐賀縣市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第92号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第93号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第13～第14 議案第94号～議案第95号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第94号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散についてから、日程第14. 議案第95号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第94号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第95号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15～第16 議案第96号～議案第97号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第96号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散についてから、  
日程第16. 議案第97号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分  
についてまでの2議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第96号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について、本案  
に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第97号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分に  
ついて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17～第18 議案第98号～議案第99号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第98号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散についてから、日程第18.  
議案第99号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を  
一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑を願います。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第98号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第99号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第19～第20 議案第100号～議案第101号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第100号 佐賀県自治会館組合の解散についてから、日程第20. 議案第101号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第100号 佐賀県自治会館組合の解散について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第101号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第21～第22 議案第102号～議案第103号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第102号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてから、  
日程第22. 議案第103号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分  
についてまでの2議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第102号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について、本案  
に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第103号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分  
について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第23 議案第104号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第104号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○7番（恵崎良司君）

今回初めてこういう指定管理者制度ということでなされたわけですがけれども、私自身も妥  
当なところが受けたと思っておりますけれども、参考までに、この募集の告知方法はど  
ういう方法でされたのかお尋ねいたします。

##### ○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

役場内の掲示板への公示、それから、太良町役場ホームページへの掲載ということで、10月6日から11月2日までを募集期間として募集を行っております。

以上です。

**○7番（恵崎良司君）**

例えば、この方法なんかは法的に決まり、規則かなんかあるとですかね。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

法的な根拠等はわかりませんが、一般に他の先進の自治体の例を見ますと、公示と役所のホームページの掲載が多いようでございます。

以上です。

**○7番（恵崎良司君）**

ホームページにはどのくらい来たのか。それと、個人で受ける人はいないわけですが、私たちがいつからいつまでホームページに載っておるのかとさえわからんというか、やっぱりその辺は、ホームページの出し方が私はよく具体的なところはわからんわけですが、例えば、指定管理者制度ということだけのキーワードで全国的に今ここの太良町があつてるとかわかるのか、太良町のホームページにアクセスせんとわからんのか、その辺はどがんなつとつとですかね。

それと、どのような業者が来たのか、何社ぐらい。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

ホームページへの掲載をどのような方法で確認していただくかというのは、1点目はやっぱり太良町の役場のホームページを直接検索していただくと。それと、あと1点は、確実ではございませんが、指定管理者の募集専用のサイトがあるように聞いておりますので、そちらの方にアクセスをすれば、募集をしている全国の自治体がだあつと出てくるというふうに認識しております。

もう1点、それから、募集の問い合わせ等でございますが、10月10日に太良町社協、それから、10月16日株式会社西洋フードシステム、それから、10月19日にイレオ、同じく19日、日本労働者協同組合連合会センター事業団、この4社から問い合わせがございました。

申請書の提出者は1法人、太良町社協だけという結果になっております。

以上です。

**○7番（恵崎良司君）**

これは今後のことですが、この結果そのものは私も結果としては妥当なところだと思っておりますけれども、今からいろんな意味で共同化とか市場化というのが広まっていく可能性はあると思うわけです。その中で、今回は言えば織り込み済みというか、想定内のところになったわけですが、そのプロセスとしては、どういうところが出てきて、また

実際、最終的に決めるのは町ですけれども、可能性としては物すごく、全然今までの概念と違ったようなところで、すごく画期的なところが出てくる可能性もあるわけですね、今後はいろんな福祉センターだけに限らず。そういう場合に告知の方法というのが、せっかく指定管理者制度をするなら、一気によそからは簡単に出てこんでしょけれども、そのような改善というのは、太良町のホームページをしょっちゅう見ている人も全国的にはおらんわけですから、その辺はより開かれた募集というんですかね、そして、最終的に選ぶのは町の指定をする方が選ぶわけですから、変な業者は当然退けられるでしょうし、その辺のより開かれた告知の仕方を今後は我々——もちろん我々は募集する気はないですけども、いつからあつったのかさえ町報なんかには載っておらんやったと思うですもんね。その辺は今後研究をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

今回こういうふうな指定管理者の議案が出されておりますが、9月議会で条例を改正されて、指定管理者の導入ということでこういうような結果になっておりますが、社会福祉協議会に管理を指定するという点については異論はないところですが、やっぱり指定するからには今までよりも活気があって、そして効率化がなければならぬわけですから、そういった考え方の中でどういうふうに運営管理のノウハウと創意工夫の発想を持ってやられるのか、この辺は非常に大事な問題でございますので、町としてはこれについての予算計画をどうふうに考えておられるのか、その辺についてお尋ねしたいと思うんですが。

#### ○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

指定管理者の指定申請について、町の方で募集要項を設けております。その中で、指定管理の委託料の目安となる額を18年度の当初予算でお示しをいたしました。それに基づいて問い合わせがあったところについては、過去の総合福祉保健センターの管理運営の費用をお示しいたしました。それに基づいて、今回は1法人、太良町社協さんでございますが、指定管理者の指定申請書というのが提出をなされております。

その中で、社協さんの提案の額が、募集要項にお示ししたうちの額が36,794千円でございます。それに対しまして、社協さんの提案が35,914千円となっております。今議会で議決をいただいたら、この後のスケジュールといたしましては、指定管理者の運営、予算等も含めて委託料も含めて協議をして決めていくということになっております。

以上です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

17年度の決算状況を見てもと、管理責任者の費用とか、あるいは事業費、役務費、あるいは保守点検、それから、使用の賃貸借、それから、一部はやっぱり年に逐次改修もして

いかなければならないと。それから、その他の委託料もあるというようなことで、17年度の決算の内容が33,000千円ぐらいになっておるわけですよ。その上、今度は管理委託を指定されれば、そこにはおのずから収入として使用料が上がってくるわけですから、それも17年度の決算の段階で約28,760千円というような収益もあっているわけなんですから、そういうものを含めれば、これは太良町で今までやっていたことからすれば、30,000千円で今まで運営ができておったというような結果になっておるわけですから。概算ですよ。しかし、今のままではどうにもならないじゃないかと。やっぱり入館者がどんどんどんどんふえて、そしてサービスもよくなった、それから、運営の創意工夫もなされた。これはもう運営の創意工夫ということが一番大事なことなんですから、やっぱりこれをどうやって人集めをして社協さんがやっていくかということによって、いろいろな経営の実績が上がってくるわけですから、問題はそこなんです。そうすることによって町民に笑顔が出てくるわけですから、それがやっぱり管理委託として施設の設置効果、運営効果が上がってくるわけですよ。そこを町は期待しておるわけですから、その辺を十分発揮させるような特例をやらなくてはいかんとするものなんです、その点について、予算との整合性をどうやって考えていくのか、その辺は非常に大きな問題だと思うものなんです、ひとつ説明願いたいと思います。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

中溝議員御指摘のとおり、17年度予算等については大体30,000千円ちょっとで推移をしているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、議決をいただければ、この後社協さんと過去の実績額等も踏まえて協議をしながら、申請書の中でいろんな事業、提案をされておりますので、その辺の中身についての実現性とかも検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

この104号の指定管理者については、これはしおさい館の件でございますが、大体今課長が答弁された、1年間に約36,000千円という金額が要っておるというようなお話でございますが、これが指定管理者にして社協にお任せした場合、赤字がもし出た場合はどういうふうな——指定管理者にそのまま委託しても赤字はどうにもならんと思うんです、私は。私はしおさい館をよく利用しておるからよくわかります。そいけん、その辺を順調に行って、そして、それだけの36,000千円に達すればそれでいいと思うんです。五分五分であればいいと思うんです。しかし、赤字が出た折はこの指定管理者に今後どうするのか、そういう今後の対策というのはどういうような考えを持っていますか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

指定管理者の運営につきましては、町の指定管理委託料から支出をして運営をしていただきますので、赤字が出ないようにということで、その範囲で開館の時間等、日数等も協議しながら決めていきたいと考えております。

**○議長（坂口久信君）**

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

**○議長（坂口久信君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

**○15番（田崎 誓君）**

午前中に引き続きまして、また再質問いたしますが、大体このしおさい館について、指定管理者ということですが、社協でやるというようなことですが、社協に委託することはいいんですよ。しかし、今17年度の決算額を見ると大体33,000千円ぐらいあったのが36,000千円と、約3,000千円の誤差があるわけですが、それで、今から先委託するということであれば、やっぱりしおさい館の利用度、私もちょいちょいしおさい館に行ってみて、そして、この利用度が非常に少ないと。あの入館料は知れたものですよ。しかし、あいた部屋の利用度が少ないと、私はそういうふうに思うんです。

それで、町報あたりで利用度をふやすために、例えば、今まで1時間に500円とします。それをもうちょこっと減額してでも利用度をふやすと。数の力でこなすと。そして、財政を保っていくという考え方。それをしない限りは、今のままではしおさい館が赤字を出すんじゃないかという気がするんです。それで、その辺を幾ら話し合いをしてみたってどうにもならない、そういう感じを受けるんです。そこで、今後の対策として、どうしたら利用度がふえるかということをもまず考えていただきたいと。そうしなければ、非常にこの財政厳しい不況の中でありますので、一般町民がなるだけ部屋を利用していただくという構想、それを持っていただきたい。今後の対策として、その点についてはどういうふうに考えていますか。それを御答弁いただきたいと思います。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

さきの太良町社協の申請書にもございますとおり、定期的なイベント、大広間を活用した寸劇や歌手の出演、それから、その利用者拡大のための鹿島市の一部とか小長井の一部への巡回バスの運行等々、御提案をされております。そういうことで、こういう取り組みを行いながら、さらにケーブルテレビ等でのPRに努めて利用者拡大を図っていききたいと考えております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

午前中から若干質問があっていますが、私もきょう、さっきの課長の説明を聞いていますと、町の定義というのは36,794千円とか案が出ておりますが、社協から出たのが35,914千円ということですが、これはどのようにして35,910千円なのか。今も話が出ておるように、去年の決算よりか高くなるような要望が出たのにそのまま行くと、この指定管理者制度を設けるのは何のために設けるかということ考えた場合に、結局今までみたいな親方日の丸じゃなくて、例えば、これだけでもう委託しますよということですから、その範囲内でやるわけですけども、去年の決算よりか上げて契約額を決めるというのはどうかなと。それで、今後の契約の見通しですが、幾らで契約されるように考えておられますか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

その前に、午前中私の説明が不十分でしたので、もう少し詳しく募集要項で示した町の36,794千円の内訳等について御説明をいたします。

その36,794千円の中には、総合福祉保健センター管理費外の健康増進課分の保健等のインストラクターさん2名分の賃金を、これは予防費からなんですけど、その賃金3,396千円を加えたところで36,794千円となっておりますので、説明不足のところ、大変申しわけなく思っております。

今後この分を指定管理に入れるのか外すのか、その辺も含めまして、議決をいただいた後の協定書ですかね、それに基づいてなるべく安くということで決めていきたいと考えております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

そうすると、36,000千円の中には2人分の3,300千円程度入っておるということですから――入れておるということでしょう、今の話は。そうすると、17年度の決算で33,000千円だったとすれば、36,300千円程度になるということですね。そうすると、それを35,000千円で来たということですから、結局それでも去年からすると今までとさほど変わらんと。だから、それではどうにもならんのであって、私の考え方としては、今までのごと金の要らんような指定管理で辛抱してやってもらうというのがその目的じゃなかろうかと思うんです。指定管理者制度を設けた理由、何で指定管理者ば――そんなら、余り変わらんとないば指定管理者にする必要はないじゃないかと、こう思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

決算には、この健康増進課分の予防費の分が入っておりません。本来の総合福祉保健セン

ター管理費の予算額で申しますと、36,794千円からこの33,396千円を引いたところが純粋な総合福祉保健センターの管理費の予算でございますが、今回指定管理者制度を導入するに当たり、その委託費の中に健康増進課分の予防費の分のインストラクター2名さんの賃金分も含めたらどうだろうかということで含めております。そういうことで、これを協議の中で、もし外して従来どおり町の方から賃金として支払うということであれば、3,300千円程度減額になるということでございます。募集要項にお示しした管理費の目安ですか、その金額ですが、現在36,794千円ということではしておりますが、その分は除くことも可能ではないかと考えております。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、両方の分で全部、その福祉と保健センターと両方で全体的に幾らになりますか。その決算ばちょっと出しておらんもんで。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

このインストラクター2名分の賃金を除いた健康増進課と町民福祉課の総合福祉保健センターの管理費の17年度の決算が38,290千円になっております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

その2人分の3,300千円も除いてですか。それも入れてじゃないの。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

17年度の決算額で、総合福祉保健センター管理費の決算額が38,290,982円になっております。

**○9番（竹下武幸君）**

まず、この指定管理者のインストラクターの賃金も入っているというような中で、どこどこが管理する管轄の中なのか、厨房はどうかとか、その辺はどうですか。しおさい館全体を管理ということでもいいんですか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

平成18年度の当初予算の内訳ですが、町民福祉課分の総合福祉保健センター管理費が28,522千円でございます。健康増進課分の総合福祉保健センターの管理費が4,876千円となっております。町民福祉課の予算につきましては、基本的な設備とか電気回り、そういうものも含めて、主に福祉棟の管理費でございます。健康増進課分の管理費につきましては、保健棟の方のトレーニング機器等の保守とか修理とか、そういうものが予算として計上されております。

以上です。

### ○9番（竹下武幸君）

申請書の中にこういうことをしたいというような計画書も上がっていると思うわけですね。どういう書類がその申請書の中に入っているのかよくわかりませんが、そういう計画書なり上げてあるとした場合に、今までの既成の各種社協の方でやってもらっておったわけですが、新たに取り組む部門というのが、何か目玉商品とかありますか。そういうことをせんと、一応管理者に委託してあとの管理をしてもらうわけですから、やっぱり今までのままで、役場なりでしよったそのままでは何も発展せんとやなかかと。何か自主努力をしてもらうことが町民福祉にもつながる、それも収入にもつながっていくと思うんですけど、その辺どうですか。

### ○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

申請書の中で太良町社協さんから御提案がされている利用者をふやすための取り組みということで、先ほどもちょっと御紹介しましたが、大広間を活用した寸劇や歌手の出演ということで、これだけにとどまらずに、定期的なイベントの開催をやっていこうと。それから、町外利用者の拡大ということで、鹿島市の一部ですか、太良町に近いところ、あるいは小長井町の一部への巡回バスの運行、それから、学童や子育て世帯の利用者の拡大ということで、学童や子育て世帯が利用しやすい環境の整備ということで、町に許可をいただいて、中庭等には砂場等も設置したらどうだろうかというお話がございます。

それから、当然ですが、経費削減対策ということで、使用頻度等、こまめに光熱費等については点検を行い、削減を図ると。

それから、しおさい館のイメージアップへの努力ということで、職員研修の実施、職員の資質向上を目的とした研修会や心肺蘇生の道具のAEDというのが、あそこしおさい館には設置をしております。我々職員も1回研修を受けておりますが、さらにその研修を実施して、いざというときの対応に十分こたえていこうということでございます。それから、最後ですが、利用者からの苦情の防止。よりよい、使いやすいしおさい館を目指してということで、しおさい館内に意見箱等を設置すると。

それから、既にこれは設置してあるそうですが、第三者を委員とした苦情解決制度を活用して、もしそういうふぐあいといいますか、苦情等が発生した場合には、それぞれの苦情に対して早急に対応をすると、このような提案がなされております。

以上です。

### ○9番（竹下武幸君）

一応これは契約になった場合は独立採算だと思いますので、赤字とかなんとかという話は別として、意見箱なりの意見が出た場合に、前、課長答弁で話し合いますというごたっことが出たんですけど、どこまでが話し合いの中に入って、結局社協なりである場合に、もう何

か行事をするときは全部届け出てやるのかどうか、自主努力でできるのかどうか、やっぱりこれはだめですよとか仕分けを役場の方でされるのかどうか、取り組みに対して。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

しおさい館の管理の条例がございますので、その条例に抵触しないかどうかの判断といたしますか、審査は当然必要になってくるだろうと思っております。そういうことで、条例に基づいてやるというふうに考えております。

厨房につきましては、あそこの厨房の中の食堂業務と申しますか、その分につきましては、現在食の自立支援事業ということで、いわゆる配食サービスですが、それを実施しております。

この配食サービスというのが、交付金による地域支援受託事業を財源としておる、いわゆる補助事業でございます。その補助事業の歳出科目で申しますと、地域支援事業の中に組み込まれた配食サービスになっておりますので、会計検査等もございますので、その分はどうしても町が予算を管理して執行をするべきものではないかと考えましたので、今回の指定管理の委託からは除かせていただくというふうになっております。

以上です。

**○8番（末次利男君）**

これは私も9月の条例制定の折にも質問をいたしましたけれども、本来この指定管理者制度というのはどういうものかというのと、やはり官の肥大化を何とか、官が抱え込んだ建物を民に委託することによって、管理を指定することによって、小さな政府、やはり小さな役場というのを創造するための一つの大きな事業だと認識しておりますけれども、そういった意味から、もちろん委託は委託、指定管理者はいいんですけれども、要するに市場化テスト、官民の競争によって成り立たなきゃいかん制度だと、これが本質だろうと思うんですよ。

そういった中で、それはもちろん金額的には1,000千円ぐらい提示額より落ちております。しかし、そこによって行政がどのような効果が出てきたのか。もちろん金額的には1,000千円出てきておりますね。そして、もちろん今まで直轄でやっておられたわけですがけれども、委託にやっておられるわけですがけれども、そこによってその事務量すべてを計算して、どれだけのスリム化につながったのか。そういったものをしっかり双方評価をしながら、絶対民に移さなければならないということではないわけなんですよ。だから、ここが一番大事なんですよね。皆さんがそういう意識のもとによって、民と競争することによって、やっぱりこれも行政改革の一環ですから。そういうことで、そこら辺をどのように評価されているのか、お尋ねいたします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えいたします。

先ほども御説明をいたしました。しおさい館利用者を増すためのいろんな取り組みと。まだ具体的には数字等出ておりませんが、まずは住民サービスのさらなる向上と、それから経費の削減で、もう1点は町の行政事務量の削減、そういうことが図られると考えております。

**○8番（末次利男君）**

それはわかります。サービスの維持とは、これは民に管理を委託するわけですから、民が努力して、利用者をふやしてみたりサービスを充実するために努力はされます。それはわかるわけです。

一方行政側の、今行政のスリム化と言われましたけれども、その評価はどれぐらいあるのか、このしっかりと評価を出して、どっちが効果があるのか、じゃあこれは指定管理者に出した方がいいという判断であれば、やっぱり管理——これは指定管理者ありきじゃいかんわけですよ。行政が努力してどこまでできるのか、また、民間が努力してどこまでできるのか、この評価をする一つのあれですよ。よそもしよっけん太良もする、こういう考え方じゃなくて、どういう——行政のスリム化ならどこまでスリム化ができたのか、数値的にどうなのか、やっぱりこれをしっかりと評価することが一番大事なんですよ。そこをどう評価されているのか、行政側として。委託先側じゃないですよ。それはもちろんあなたが言う必要はなかですよ、社協に指定管理をお願いするわけですから。だから、行政側としてスリム化にどうつながっていくのかということですよ。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

総合福祉保健センター管理の事務に相当する分は、行政の方はその分スリム化につながっておると考えております。

**○8番（末次利男君）**

確かに事務量は少なくなりますよ。そこによって、やっぱり職員が1人要らんのだということになるのか、あなたたちが楽になるのか、もちろんその言い方が悪いんですけど、今いろんな事務量がふえておりますので。しかし、事務量がどれくらい楽になるのか、少なくなるのか、それによって何ができるのか。同じスタッフですとすれば、どこが充実できるのか、同じ町民福祉課では。そういうのが評価なんです。もちろん単純に事務量は少なくなります、それはわかりますよ、管理委託するわけですから。そこによって行政側はどのようなメリットがあったのかということですよ。それが評価なんです。そういうことから、もちろん三役はそういうことで、どのような考えのもとに指定管理者そのものを導入されたのか。そして、その効果が本当にどれだけあるという評価をされているのか、そこをお尋ねしたい。そこが一番キーなんです。

**○町長（百武 豊君）**

いろいろ論議がっております。一番最初、田崎議員から出たのは、しおさい館ができて、これは町の住民の福祉のための施設ですよ。まず医療と福祉と保健の殿堂が三拍子そろったということが大きな目的でありまして、これによっていかに住民が保健のために、あるいは医療のために、福祉のために、住民のために役立つかという施設じゃなければ、三つともいけないわけですよ。三拍子そろったのは、よそにはまだないところが多いんですよ。これは皆さんの理解もいただいて、三拍子そろったところが住民に対する医療と福祉、保健、大きな私はプラスであると思います。

だから、利用者が少ないと冒頭言われたけれども、いつも私が社協の事務局に言っているのは、「いかにして利用者をふやすのかということも事業面でも考えなさい。もう殿堂ががらんどろになったんじゃ住民のために無能じゃないか。だから、来ていただくような政策、仕事分量はやらにゃいかない。何か考えなさい」と、かねがね言っておりますけれども、そのためには頭打ちではいけないから、社協としても何かの事業を盛り込んで、来てもらうような事業をふやしなさいと。事足りるのであれば、ボーリングしたところも将来的には何か福祉の殿堂か、あるいは保健の殿堂かにさらに町としてはやる責務があると。そして、さらにさらに保健のため、あるいは住民のためになるような施設としていかねばならないと。もちろん経費は要ります。要るけれども、病院と一緒に住民のために何が必要かということもみんなで考えていかねばならないですから、経費経費と言ったら、もう何もせんのが一番いいわけですから。やっぱり来てもらうように保健に役立つようなことをやっていかねばならないというのが殿堂のゆえんですから、これを利用していかねばならないと思っておりますから、そういった意味では、伊福も一緒だけれども、やり方には行政がある意味では応援というか、みずからそういったものに踏ん張っていかねばならないと、大きな責務がここにあります。社協とか、あるいは従業員等でやれる範囲は決まっていますから、大きな目でやっぱり社協を、あそこの殿堂をどうするかと、あるいは病院をどうするかと。

赤字でありながらも病院はどこでも運営しているようなことがあるように、問題は住民の医療と福祉と保健のためにどういう政策を立ててやるのかと。うちには何もないからよそに行きなさいと、それでいいのかとありますが、幸い地元にありますから、これを多くの人利用できるように、さらにひとつ来てもらうような政策を立てにゃいけないと、あるいは物品も含めてそういう思いでありますから、温かく少し見守っていくのもいいと。ただ、社協オンリーでどうなのかという話もありますけれども、だめだと思えばこれは3年期限ですから、かえていいんですよ、もっとよりよいところがあれば。しかし、今のところ社協は頑張っている、県下でも指折りだから、さらに頑張れよと言っているのも事実ですから、やっぱりその辺が問題だと思います。

#### ○7番（恵崎良司君）

末次議員の関連ですけれども、今町長もるるお話をされましたけれども、基本的なことと

いうんですかね、結局、指定管理者制度で社協にこの仕事はお任せということでなったわけですね。その分、まだ実績が出ていないですからどうだという結論は出ていないわけですが、今後の方向として、今の執行部はどんどんそういうふうな方向になったとき、やっぱり自分たちの組織もある程度それに応じた対応をしていかんと、自分たちのところはそのまましておいて、どんどん指定管理者をなして予算だけは確かに少なくなった、それでも一つの効果なんですけれども、自分たちの体制で減らす——目的は減らせというんじゃないんですけれども、そのままならそのままでも、そしたら違う部分はまたより町民の満足が得られるようなサービスをするとか、そういう方向を打ち出していかんと、どんどん指定管理者制度で、その部分については、町民の満足度が上がるのは当然上がるためにあるんですからいいんですけれども、やっぱり自分たちの組織も何らかの変化、対応ということを考えていかにやいかんとじゃないかということなんだろうと私は思っているんですよ。

だから、移したところでどんどん今以上の満足度を上げるような施策は、指定管理者になったところが当然やられるでしょうし、ただ、そういうので行政改革はできるんですけれども、自分たちのところももっと真剣に、自分たちのところはどんどん外部外部にしていって、そのままでいいのかと。もちろん今すぐにどうのこうのじゃなくて、そのような視点も必要じゃないかということなんです。どうですかね、その辺の今結果をどうせろということじゃなくて、その辺は柔軟に対応をしていかんと、そうせんとやっぱりおかしいですよ。自分たちの組織のところはぜんぜんひねらんで、どんどん指定してほかに移したら、その分事務量が幾ら減るか、仕事量が減るかわからんですけれども、そこは組織としては。だから、自分たちの委託する方もこういうふうに改革をしていくという方向で持っていかなと、これはちょっと不公平と言ったらおかしいですけれども、おかしいですよ。どんどん仕事は外にアウトソーシングをすると。自分たちの組織はいっちょん変わらんと。その辺の観点だと思います、町長。

#### ○町長（百武 豊君）

しおさい館の運営については、シルバー人材センターをより安く上がるように利用して深夜の留守番を頼んでいるのも事実であります。運営面ではシルバー人材センターの人が頑張ってもらっているから非常によろしいと。しかし、関係者の、いわゆるおいでいただいた方の、いわゆる弱者の方の運転をシルバー人材センターの方に委託をしておったのも、それよりも出さんでいように自分たちでもやりましょうというようなことも社協の連中は考えておるし、また、実行している部分もあります。さらにまた、何かの手当についても、私たちの分は要らないから、ほかの方に下げるのも私たちがみんなでやりますと言って中止にして申告してきたのもあります。だから、冒頭言ったように県下でもやっぱり指折りの社協の体系ができていると。それは大いに私は感謝をしておりますから、分捕って分捕って予算をふやそうというような思惑は今のところないようですから、その点は私は認めております。

**○3番（浜崎敏彦君）**

9月議会で指定管理者制度の導入によって答弁を聞いておりましたら、10月6日から11月2日の間募集を行ったと。そして、4社ほど申し合わせがあったけれども、申請が社協さん1件だったと。それで、今回提案された指定管理者の指定についてということで提案されておりますが、今回は社協を指定したいと。

内容に関しては、先ほど社協さんが金額35,914千円で提案されておりますよという説明だったと思うんですね。そしたら、今午前中からなんですけど、金額とか内容に関していろいろ質問があっておりましたよね。当然ながら、これが決まれば社協さんと町側と契約書なり協定書なり交わされるわけでしょう。その内容というのは、今から検討されるということですか。今回はあくまでも指定したいということを議会に求めておられるだけですか。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

今現在、指定管理者の候補者ということで選定を行って、あくまでも指定管理者の候補者が決定をしているところでございます。その候補者について議会の御承認をいただくということで、今回御提案をしているところでございます。

**○3番（浜崎敏彦君）**

それでしたら、当然ながらこの指定の期間というのも19年4月1日から3カ年という内容が書いてあります。そしたら、新年度予算の中で、多分先ほどの管理費ですか、計上されてくると思うわけですね。今から例えばその3カ月間の中に金額、先ほどから質問があつておつたメリット、デメリット、その辺も検討した後に協定書というのは当然ながら担当課としてはされると思うわけですよ。ですから、3月の新年度予算、審議がある前に一度議会の方に説明をしていただければいいと思うんですが、その辺いかがですか。

**○町長（百武 豊君）**

今問われていることはそういうことが原点にありますから、可能であれば説明はもちろんすべきだと思っておりますからやりたいと思いますよ。ただ、仕事を減らせば安くなるのは委託費は決まっていますから、仕事は減らさんで同じ仕事をして、いかに安くできるかということなんです。仕事をふやせば維持費が上がることは間違いない、その辺はだれが見てもわかることですから、住民のために仕事をふやそうと。じゃあ価格は上がります、これは当然のことですから、住民に返りがあるわけですから、その辺を考えたおかんといかんと思います。

**○3番（浜崎敏彦君）**

指定管理者制度の導入の原点は、先ほどからもいろいろ話があつておりましたが、使用料は安く、住民にはサービスを高くしたいというのが一つの目的でもあると思うわけですね。ですから、そこは指定管理者に指定された業者さんがあとは考えていただけることであつて、町側から例えばこれもやってくれ、これもやってくれというような提案をされたときに、金

が上がりますよと言われてたら、もうそこは話をする場じゃないわけですよ。ですから、町長が言われるのもわかります。ですから、無理な提案をするんじゃないでなくて、とにかく住民サービスを強化してくれと。イベントなり何かをやって使用料を上げるような方向に持って行ってくれということを町の方からお願いして、甘い話かもわからないですが、できれば価格まで、今まで使っていた予算金額よりも何割かは下がるような方向で管理をやってくれんかというような方向に持っていけないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

**○町長（百武 豊君）**

それが理想です。

**○11番（岩島 好君）**

今、浜崎議員の質問でわかったんですけれども、今度3月議会で結局この予算が出てくるわけですね。と思います。それで、その予算のときにやっぱり今まで言われた、例えば、17年度の決算等と比べてこういうふうになりますよという資料を提示していただきたいと思うんですよ。そうせんと、また新年度予算のときに、この問題について、またきょうみたいに1カ所の件で時間的に長うかかりゃせんかという気がします。

私は、今指定管理者を指定すれば、今まで指定しとらん場合は、私たちは、例えば、しおさい館の燃料代についても何についてもいろいろ論議をしてきたわけですね。この議会で指摘もしてきました。しかし、今度は委託してしまいますと、我々がそこを監視する義務がなくなるわけですね、管理できんごとなると思うんですよ、指定管理者にしてしまえばそこが運営するわけですから。今までは町がしよったから、例えば、電気料はもっと辛抱せんとか、あれをどうだこうだて、やっぱり予算等も補正等も出てきて審議しよったつですけれども、今回これをしてしまうと、この問題については私たちはもう審議ができないんだというふうに解釈をしております。それでいいんですかね。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

委託料という形になるかと思いますが、委託をいたします。それで、月次なり半月なり年度単位で委託内容の報告書が戻ってきますので、その委託の中身の決算等も当然出てくるかと思いますが、予算につきましても当然でございますが、その時点で御審議をお願いできるのではないかと考えております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第104号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第24 議案第105号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第105号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この105号議案に対しましては、これは町長の提案理由説明にもありましたように、太良クリーンセンターに指定するというようなことですが、この火葬場の問題は、今までずっと全員協議会あたりでも話し合いをしてきたわけです。それで、その後の進捗状況がどういうふうになっているのかわかりませんので、議会を通じまして、その進捗状況をまずお伺いしたいと、かように思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

前回9月25日に最初、部落全員の方と杉谷区の区長さんを筆頭に、うちの町長初め三役と担当課で協議に行きまして、その後町内の数カ所の視察などをしまして、10月30日に部落の区長さんと役員が役場の方に見えられて、町長初め、行ったときの協議の中のことについて再度出て来てくれないかということで、11月9日に今度は助役を初め、収入役、それと担当課で部落の方にまた説明に行きました。そのときに部落全員ということではなく、今は部落の方も委員会の方ができまして、部落の窓口になっておられる方が区長を初め10名ほどいらっしゃいまして、それと、私たちの方と協議をいたしました。その協議を終えまして、今月の初めですけれども、その協議の中でわからない点が二、三点あったということで、再度もう一度説明してくれということで、年明けにでも日程を決定して、また助役を初め出て行くように予定しております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

10名というような役員といいますか、そういう方々で話は進めていかれると思うんですよ。それで、まずクリーンセンターに来年の4月1日から約3年間にわたって委託するというようなことであれば、今後それをつくるに至って、やっぱりその規模を拡大するわけですから、今の火葬場をより一層改正をやるわけですから、大きな問題が重なってくると、かように思うんですよ。

そこで、まず今の場所に一番最初せにやでけんことは土地の問題ですよ。それで、今の

土地でやられるわけですから、そういうことであればなおさら、恐らくあれを解体するということであれば、何億という金が要ると思いますよ。そこで、そういう場合、指定管理者に委託をしてしまったと。そうなれば、非常に今後そういう問題がいろんな絡むということも考えられると思います。そこで、この問題についてはまだ議会等々も図って今後やらにやでけん問題がいっぱい絡むというふうに思います。そこで、来年の4月1日ですから、この期間が3年間にわたって、平成22年3月31日までですから、だから、今指定をされるまでに片はつかないと思うんです、私は。それで、いろいろな問題提起が地域地域の理事者あたりも話し合いがあろうかと思えますけれども、今後そういうふうな火葬場の改正をやられる場合は今後どういうふうな考えを持っておられるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

**○助役（木下慶猛君）**

ただいま環境水道課長が申し上げましたとおり、まず私が最初行ったときには町長の答弁より一歩前には出なかったものですから、その後町長に来てもらったわけですが、そのときの提案として、杉谷の山林所有者が提示されたものですから、そこへ行って見たわけですが、そこは改良するために金が大分要するという計算なんですよね。そういうことで、そこがだめだったということで報告をしたわけですが、そのときに、また新たな方法としてどこかということを言われたわけですけれども、私の段階ではどこかとは言えなかったわけです。それで、その後課長も申しましたように、あちこち用地も見つけて回ったわけですが、それはございませんでした。

ただ、本題に入りますけれども、これはあくまでも建物は私の方でして、運営を委託するわけですから、今あなたがおっしゃるように、この期間までに新築とか改築等、そういうことは考えておりません。

**○議長（坂口久信君）**

議員の皆さんにお願いですが、今回の提案は指定管理者の指定についてでございますので、その辺をわきまえながら十分質問をしていただければと思います。

**○15番（田崎 誓君）**

今、助役が御答弁なされたから、まだそれまではでけん、それはもちろん私たちもそう考えておるんですよ。けど、私が考えるのは、今から先これを改正していかにかいかん、火葬場を改正していかにかいかん。そしたら大きな金額も絡むわけですから――指定管理者はそれは別の問題かもしれません。そいけん、その辺をよりよく早くまとめんと、いつまでたっても指定管理者を設定するに当たって、今のままの指定管理者はしないわけですから、3年間にわたって。だから、それを私は質問しよるわけですよ。早くしないと、いつまでたってもこういうままではいかないという思いがありますから、私はお尋ねしよるわけです。だから、それはもうそれで、議長がもうそれ以外のことは質問するなということやからしませんけど、それをやっぱりより早くしない限りは、いつまでたってもこういうことにはいかないか

ら、私は質問をしよるわけです。そいけん、それは結構です。

#### ○16番（中溝忠喜君）

これは火葬場ですので、やっぱり管理を指定する基本的なこととして欠かしていけないことは、以前ここはいろいろなことがあったものですから、特に基本的なことを欠かしちゃいけないということについてお尋ねしますが、やっぱり火葬場は火葬場らしく、悲しみの服装と弔いの態度と姿勢ということは、これは欠かされんと思うわけですよ。それで、その辺についてどのような指導、あるいは関与をするような方向づけをするのか。これはもう基本として大事なことですよ。過去において、いろいろイメージダウンするようなそういったものがあったわけですから、それで、クリーンセンターの場合、今日までずっとやってこられたのは、やっぱり当番制でこのことをやってきたというような経過もあるものですから、それで、専属の人事体制であるということであればそれなりの覚悟もあるわけですが、その辺がばらばらであるということになれば、そういった節度を欠くような状況になっては太良町の火葬場としての品位が落ちてしまうものですから。そしてまた、当事者にいろいろな配慮のなさが返ってくるというような状況では困るものですから、その辺の指導は徹底して指定をすると同時に、特に促す必要はありませんかというふうに思うものですから、その辺はどのようなふうに考えておられるのか。

#### ○助役（木下慶猛君）

もう既に皆さん御存じだと思いますけれども、クリーンセンターにはその資格を持った人もおるわけなんですよ。それから、それぞれ毎年研修もあっておるわけですが、研修も何人も行っておられるし、それで、私も今回いところが亡くなったり、めいの婿が亡くなったりして、いろいろと行っておりますけれども、私たちがやるときよりも、個人だったですけども、感じとしては大分よくなっております。サービスといいますか、そういう行ったときの応対とかなんかですね。これはもうクリーンセンターの方に対しては感謝申し上げるように、大分よくなっております。

ただいま申しましたように、この施設というのは近々私どももやるわけでございますけれども、その管理業務、火葬の業務につきましては、いろいろ私たちも指導をやるわけですが、これについては、もう申し分ないと思っております。

そしてまた、先ほどからちょっと答弁し損なったわけですが、火葬場につきましては、まず今、いろいろ町の真ん中にもあるようなところなものですから、杉谷の部落の方にも無煙無臭、煙突がないやつがあるものですから、まずそれを見てくださいと。それからテーブルに着きましょうということで、土井課長の前の米田君のときからもずっとやっておったわけですが、視察研修も、予算を計上しておったけど何遍も流れておるわけですよ。それで、もうそういうものを見てからテーブルに着いて協議をしましょうということでも、残念ながら今のところまだ進展はあっておりません。

今、中溝議員がおっしゃったように、この業務につきましては特殊でございますので、今後私たちとしてもいろいろ協議をやりながらやっていきたいと思っております。そしてまた、これは先ほどの福祉センターと違いまして、申し込みというのは1社しかなかったわけですが、別の方法で委託と、本当は委託でもよかったわけですが、そういう先ほどどなたかおっしゃったように、もうそういう制度があったものですから、これにのっとって今回行いたいということで提案をしておるわけでございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

それで、もう論議云々じゃなくして、やっぱりだいでんが同じで、習わんお経は読み得んわけですよ。それで、基本的にきちっとした指導というか研修をさせて、そして、太良町の火葬場として、やっぱり今の状況でございますけれども、なかなか行ったところが人の対応等、あるいはまた受けとめ方が非常によかったと言われるような、イメージアップするような、そういう研修指導をまず1回か2回はさせて身につけさせることが私は大事だと思いますので、そういったことを老婆心ながら言っておるわけですから、ぜひその辺に節度を欠かないような取り組みをしていただきたいということを注文しておきたいと思っております。

**○11番（岩島 好君）**

今、社協の問題で結局35,000千円のあれが出たということですが、この指定管理者の太良クリーンセンターからは幾らで出ていますか。こういうふうなをとった経緯、その辺もありますか、説明を求めます。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

18年度の契約時点で、7,766千円で業務だけの方を委託しております。それで、あと燃料費とかは町の方で負担しておりますので、その分が760千円ほどあります。合計しまして8,526千円ぐらいになりますけれども、一応この分が18年度ですので、これをベースに指定管理者にした場合は、これから5%なり10%なり落としていただくように協定書の中で訴えたいと思っております。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、これも金額的には決めていないということですね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

まだ金額までは行っておりません。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決します。

議案第105号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 54 分 休憩

午後 2 時 9 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

#### 日程第25 議案第106号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第106号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

これはもう歳出の方から始めてよかったですか。

○議長（坂口久信君）

はい。

○14番（木下繁義君）

税務総務費の（「何ページ」と呼ぶ者あり）20ページですね。

この報酬の347千円の補正ですけど、町税等の収納嘱託員にかかわる報酬としてですが、昨年12月のこの補正に、175千円の補正がなされているわけですが、この嘱託員の過年度分と現年度分の件数と徴収内容ばちょっと教えていただきたいと思いますが。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

収納嘱託員の17年度の実績でございますけれども、過年度分につきましては2,747,350円、現年度分につきましては12,253,950円でございます。

○14番（木下繁義君）

そしたら、この17年度決算で町税五税に対する未収金ですか、これが6,378千円と、現年度からすればどうしてこれだけの、前年度は3,196千円ぐらいたったのを、この内容はこういった状況で、こういうふうに差が出ておりますか、お知らせください。

○税務課長（桑原達彦君）

お尋ねについては、未収金より不納欠損額ですか。不納欠損額につきましては、17年度にふえておる理由につきましては、交付要求で時効中断をしておりました部分につきましては、約3,000千円ほどが無配当で時効中断しておりました部分が終結をしまして、やむなく不納欠損をしたという事情によって、約3,000千円ほどふえたということでございます。

**○14番（木下繁義君）**

次は、この収納未収についてですが、去年よりか幾分か下がっているような感じがいたすわけですが、この決算書で見ますときに、例えば、町の住宅の賃金とか、未収とか、保育あたりの未収とか、そういったものについての徴収内容はどういうふうになさっているか、ちょっとその辺もお示してください。

**○建設課長（岩島正昭君）**

今のちょっと質問を再質問しますが、住宅の未納の分ですかね。

住宅の未納の分については過年度はございません、全部徴収しております。

**○15番（田崎 誓君）**

まず、30ページ。一度に質問をいたしますので、よく聞いてってください。

30ページのこの県営広域農道の整備事業費負担金、これが10,500千円ですが、この進捗状況が1点ですね。

それから、次の31ページの委託料の減額2,548千円、この減額はどこをされておられるのか。

それから、これに関連してお尋ねしますが、大体道越漁港の中で、早泊より突き出すというような提案がなされているわけですが、この防波堤の内容、どういうふうに今後計画をされているのか。これが1点。

それから、42ページの工事請負費44,000千円。この漁港施設災害復旧事業、これはどこを、竹崎とか、道越とか、あるいは野崎とかあるわけですが、これが全部まとめたところがこれなのか、その内容説明をいただきたいと思います。

以上、3点です。

**○土地改良課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

まず、広域農道の進捗率というふうなことでございますけれども、まず、事業費ベースで申し上げます。

太良町の現在での総事業費が22,480千円となっております。18年度、今年度の事業費含めまして19,356千円、率にしまして86.1%の進捗率でございます。

それから、事業量で申しますと、これは延長ですけれども、太良町分が1万878メートル。そして、現在舗装が済んで供用している分が6,304メートルございまして、率にしまして58%というふうなことになっております。

以上です。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

31ページの委託料の2,548千円の減額でございますけれども、この委託につきましては道越の2号防波堤の実施に入る前の調査設計委託料でございます、これ執行残が1,245千円、入札残金が1,303千円の減額の方でございます。

次に、42ページの44,000千円の内訳ということでございますけれども、これは今回の11月に災害査定がございました野崎漁港と道越漁港の竹崎の処理場の工事請負費でございます、まず、野崎漁港の1号防波堤54.2メートル、これが33,000千円。それと、道越漁港、これは竹崎の処理場ですけれども、155メートルで11,000千円、合計の44,000千円の工事請負額でございます。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

私は最初質問したわけですが、この委託料の、これ道越2号防波堤と2,548千円という減額ですが、さっきお尋ねしましたように、この道越漁港、早泊の夜灯鼻から、あれから突き出すという計画をなされているわけですが、その状況はどういうふうになっているのか。その進捗状況を、まず伺いたします。

○建設課長（岩島正昭君）

済みません、答弁をちょっと忘れていました。

これ道越漁港の早泊の方から140メートルの防波堤でございますけれども、これ総延長140メートルで総事業費の650,000千円。

今回調査設計が終わりまして、大体1号防波堤の方式で鋼管ぐいを打つようになっております。鋼管ぐいが全部で56本でございます。今回、入札残とか、後で次のページに補正をしておりますけれども、この委託料の執行残等々をまぜて、あと今年度鋼管ぐいを7本打設するように計画をしております。これはあくまで繰越事業ということでございます。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

今、道越の早泊の件についてはもう計画はなされているわけですが、大体二通りのルートがあると思います。そこで、夜灯鼻から離れて一文字波止をつくるのかどうか。

それからもう一つは、夜灯鼻からつないで波止場をつくるのかというような、今現在私たち図面を持たないわけですから、だからわからないんです。そいけん、そういう計画を県の方とどういうふうな計画をなされているのか、その辺を聞かれるわけですよ。それで、その辺をどういう計画で今から計画をされるのか。わかったらその辺の御答弁いただきたいと、かように思います。

### ○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

その件につきましては、まず計画というのは町と漁協でいたします。県の計画ではございません。

今回、当初は先月の31日に地元説明会、いわゆる竹崎と竹崎の早泊の方と役員さんと漁協、その前に漁業組合だけでちょっと説明会をやったわけですけれども、まず当初は道路から40メートルぐらい残して沖に2号防波堤を140メートルつけ足すというふうなことやったわけでございます。いろいろ検討をしまして、港口が余りにもあき過ぎるということで、将来的にはまた竹崎のように一文字波止をせにゃいかんじゃないかというふうなことで、一応あと40メートル沖合に出しまして、道路から防波堤の起点まで80メートルあくような形になりますけれども、それでこういうふうなかみ合わせで計画をしたということでございます。

陸の方を何で80メートルあけたかと言いますと、あそこには竹崎の夜灯鼻がございます。あの山で風を遮ってはいないかということで港口をかませるような形で、これも変更を漁協とも話しまして、国の方に変更承認を出して、それでその認可が来て今実施というふうな状況になっております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

### ○13番（下平力人君）

今の漁港に関連しまして、この間の13号台風で洗い出しの波止が2スパン崩壊をしたわけですけれども、約400トン1スパンであると、その建設をする段階で基本的にはどれだけの衝撃に耐えるかという積算を含めた設計がなされるというふうに思うわけですけれども、ああいう場合、大体どのくらいの風力、風速にしてどのくらいまで耐えるのか。それと、そのときに上部、下部工、これについての基本的な建設、これどういうふうになっておるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

### ○建設課長（岩島正昭君）

この1号防波堤につきましては、大体昭和50年代に190メートルできとるようでございます。まず、構造計算につきましては、河川とか、漁港等もいろいろ設計に当たって確率、通常河川については10年から20年確率でさかのぼって最大をとるわけですけれども、今回漁港の場合につきましては30年確率でいっております。今回も30年確率でやっておりますけれども、今回のような台風でもてるような構造にはなっておりません、当初がこういうふうな大きな直撃台風がないもんですから。竹崎と同等に原形復旧でやるということですよ。

この重量からいきますと、大体10メートルスパンですから、1スパンで653.1トンの総重量でございます。今回倒れたのは2スパン倒れておりますから1,306トンが倒れたというふうなことで、同規模の台風が来た場合は、また果たしてこの原形復旧ですから、恐らくもてるかもわからんし、風の向きようではどうかもわからんということで、今度査定のときもい

ろいろ査定官とも話しよったっですけれども、これが最大風速じゃなくして、過去30年の平均の波高、水圧でいくということで、同規模で30メートル来た場合はまたもてるかもわからんし、もてんかもわからんというふうな結果です。

以上です。

#### ○13番（下平力人君）

今、説明でよくわかりましたけれども、町長、一般質問のときやったですかね、竹崎の話で、やはりその災害時の原形復旧だと、基本的には。それよくわかりますけれども、今の課長の説明でもわかるように、やはり今は気候的にも非常に変化をしておると、昔では時間雨量で50といえ、その最大ぐらいだったんですが、今100ミリを超すというのがちょくちょくニュースで聞くように、非常にそこら辺は見直しというものを今後やっぱりやっていただかんと、公費のむだ遣いということになりますので、ぜひともそういう点では力点を置きながら上申方もお願いをしたいと、そういうふうに思います。

#### ○建設課長（岩島正昭君）

この木下議員の一般質問の話が出ましたから、ちょっと追加して、そういうふうに原形復旧の原則論から申し上げますと、竹崎の処理場が一番の話になると思います。これは、私も災害復旧というのは財務局との取り決めで原形復旧は原則であるというふうなことになっておりますけども、査定官についても今後同規模の台風がまた有明海を直撃した場合は、災害の繰り返しになるんじゃないかというふうなことで、消波対策を県にも再三お願いしたところでございます。

県もその査定前の9月29日に消波工対策とか、被覆ブロックの4トンに大きくなすとか、いろいろな資料を県に提出して、それを水産庁査定官の方に県に行ってもらっておるわけですよ。査定官の言い分としては、あくまで原形復旧ですよということで、それを受けて町長が12月25日に水産庁に上京いたしていただいて、水産庁長官に現地の実態について、こうこうであると、今まで近年まれに見る台風だということで報告をしていただいております。それを受けて、水産庁が新規で消波対策を行う事業として3事業を提案していただいたということです。一つは、漁村再生交付金事業、これ75%です。海岸保全施設整備事業、これしおさい館の裏を今やっております。広域漁港整備事業、これ今防波堤をやっているわけですけども、こういうふうな提案をして、県に支持をしていただいているということです。今後、県はその新規事業を何でやるかということを決定次第、また水産庁に行ってもらおうというふうなことになっております。

今の状況としては、私の考えですけれども、高潮対策の海岸保全事業が一番ベターじゃないかと思っております。

もうついでに言うときますけれども、この42ページの委託料、1,470千円についてはその構造計算とか、あるいはその被災原因の検討、消波ブロックを今度6.3トンとするような資

料を水産庁に出せということでございましたから、今回補正をお願いして、その資料を作成して県が水産庁に行ってもらおうというふうな段取りになっております。

以上です。

#### ○9番（竹下武幸君）

国道207号で、伊福地区の問題が二つ出ておりますので、34ページの道路橋梁費の19節のところの600千円補正してあるわけですけど、これは改良事業の増額による追加補正というようにもですけど、どのような形の追加なのか。

それと、37ページ、文化財保護費の2,310千円の調査ですね、文化財保護調査の賃金ですけど、伊福の区長さんより、あそこに改良工事のところの上に調査したら何か出たというようなことで、それをせんばいかんという話を聞いております。いつごろまでの予定で、これはもうわからんでしょうけど、どのくらい交付金もおくれるようになるのかどうか。

#### ○建設課長（岩島正昭君）

34ページの19節の負担金補助及び交付金の600千円の増額でございますけれども、これ議員おっしゃるとおりに、釜よし付近の手前の改良工事で当初事業費が60,000千円ついておりました。今回、あと4,000千円の増額ということで64,000千円の事業費に対して、その負担金の4,000千円の15%の600千円ということなんです。

この増額理由としましては用地補償の精算に伴う変更と、結局用地の補償費が4,000千円、家の補償込みで不足したということで、今回補正をお願いしているということです。

#### ○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

37ページの文化財保護費の件でございますけれども、実はことしの7月でございますけれども、現地踏査をしてもらいまして、試掘調査の必要があるというようなことで、7月下旬から8月にかけて試掘調査を実施いたしました結果、本調査の確認の必要があるというようなことで、県の方から指導が参っております。そういったことで、1月から2月にかけて本調査を実施させていただきたいと思っております。経費については、県の方の負担になっております。

#### ○9番（竹下武幸君）

釜よしのところのことですけど、最終的にはあそこ掘り取るわけですよ。それで、区長さんとの話し合いをちょっと聞きよると、JRのところの土が何メートルか上に高く残ると、そういう話ですが、とれんとかいというごたっ話をしよっんですけど、なかなかそういうことになっとなんというようなことですけど、あそこに5メートルか幾らか残っとなん。その中で、あれだけ高く残るのはちょっと大変だな、あと危ないなと思っておりますけど、JRからすれば、取ったが危ないというようなことで取らんなんというようなことですけど、それは花壇か防壁をせんばいかんかもわからんですけど、半分ぐらいだったら幾らなっとなんぐごたっことはできないかなと思っておりますけど、どうですか。

**○建設課長（岩島正昭君）**

確かに議員おっしゃるとおり残ります、カットせんで。JRの方の切り取り、今杉谷もやっとなすけれども、急傾斜で、あそこもあんまりなかです。最低その2メートル50は残すような格好で今やっとなすけれども、もし、それを2メートルも3メートルも切り下げた場合、今度はJRの方にも相当な防護さくをせにゃいけんと。それがもし土とか、石とかが落ちた場合は補償云々について相当な仮設費が要するというので、そこんたいはまずこの家の補償の済んでから協議をせにゃいかんとすけれども、今のところは県が事業費の増大ということで、そこは残すというふうな状況になっとなすたっすね。

今後の検討課題で、交渉についてはまた区長さんも入れたところで、極力県の方にも金の要らんような方法のあれば、そこんたい模索していきたいと思います。

**○14番（木下繁義君）**

ちょっと税務課長に聞くとば落としたりしましたけど、先ほどの17年度の過年度の2,747千円と、それから現年度の12,253千円の収納状況ですけど、これは収納員のみの収納ですか。そしてまた、この件数ですね、二つの件数をちょっとわかしたら報告をお願いします。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

先ほどの実績の金額は嘱託員のみの金額でございます。

件数につきましては、過年度分につきましては416件、現年度分については1,377件でございます。

**○14番（木下繁義君）**

そうした場合に、16年度からすれば、今度は17年度分の状況は相当努力をしていただいておりますね。倍近く、前年度は8,400千円ぐらいやったけど、今度は15,000千円がとの徴収をしていただいておりますということは、大変これはもう喜ばしいことであります。はい、わかりました。

**○5番（久保繁幸君）**

22ページ。プルサーマルの関連の直接請求にかかる事務費経費であります175千円。このプルサーマル関連の直接請求に関して、まずお尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

22ページの県条例直接請求選挙費ということでございますけれども、これについては、プルサーマル・大事なことは住民投票で決めよう県民の会というのが佐賀県の方に、佐賀県条例制定請求書を提出されております。それで、玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの賛否に関する県民投票条例の制定ということで、そういう会の方が請求をされております。その事務を市町村の選挙管理委員会ですということになっております。

以上でございます。

**○5番（久保繁幸君）**

そしたらば、我々も負担をしなきゃいかんというわけですか、この町自体も。あれは玄海でしょう、玄海であっても県の条例でやっぱり我々もこの175千円、そういう負担をしなきゃいかんというふうな条例ですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

若干内容は違っておりますけれども、これについては県民投票条例をつくってくださいということで、この方たちが請求をされております。それで、50分の1の署名を佐賀県内で署名を集めるということですね。大体1万3,000人ちょっとだと思いますけれども、それだけ集めれば条例制定の直接請求ができると、県議会の方に知事が最終的には直接請求が出ておりますので、こういうふうな条例をどうでしょうかということで県議会にかけて、県議会が必要か、必要じゃないかというのを判断されると思います、そこで賛否をとられると思います。それで、県議会がその住民投票条例が必要だということになれば、今度は住民投票条例があります。これは今のところ予定では、もし、これが県議会を通れば、3月11日ぐらいのときに賛否を問う住民投票条例があるということです。

今のところはそういうふうな予定になっております。

**○11番（岩島 好君）**

今の問題ですけれども、そしたら、今の予算でいきますと58千円は町費を組んであるわけですね。これは結局、私たちが町費まで使うてそいばせんばいかんかという問題ですよ。それで、これは最終的には県が条例をしてやるとすれば、これは当然県がお金を出して、地元にやって、交付金なりなんなりでやってすべきじゃないかと、こう思うんですが、まだこれも当てにならない話で、何で今度予算ば上げんばやったかというのをちょっとまず聞きたいんですよ。まだわからんことを。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

当然、県がする事業ですので、本当は県費だけでいきたいんですけれども、これ調整用だと思ってもらって結構かと思えます。

実は今、県民投票の中身についてはもう直接請求で皆さん方から署名を集められて、市町村の選挙管理委員会の方に名簿が提出されております。これは、名簿提出が12月13日までが名簿提出期間なんです。名簿が出てきておりますので、その内容等の審査を市町村の選挙監理委員会がしなくちゃなりません。それをした段階で、県にもこういうことがありましたよと報告しなければいけませんので、その事務的な経費を今回補正でしております。

実際まだ3月11日までの中には、これから名簿の審査とか署名簿の縦覧、それと、県の関係では条例制定の請求とか、いろいろなところがまた出てくるかと思えます。それまでの事

務的経費であります。最終的に、これが県議会で通ると、3月11日になる予定ですので、専決処分か何かで予算を計上して、実際はしなくちゃいけないかと思っております。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

16ページの雑入ですよ。これは雑入が今回の補正額で16,217千円上げられておりますが、これが宝くじの売れ行き、そんなに変動があるのかというような結果になつとるもんですから、年によって非常にばらばらになっているわけですよ。16年度は大体1,876千円、太良町の収入として上がっております。ところが、17年度は19,758千円というふうな状況になつとるもんですから、この辺非常にむらがあつとるもんですから、この辺の積算内容はどういうふうにして算定をして太良町に流れてくるのか、その辺ばひとつ説明願いたいと思います。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

市町村振興協会の方から太良町の方にサマージャンボの分とオータムジャンボの分が17年度は参っております。18年度につきましては、まずサマージャンボということで、ここに計上をいたしております。17年度からは、その中央の方から各県の方に流れてきた分を基金として積んで運用というか、貸し付け等をされておりましたけれども、最近の一般財源、各市町の財政の状況をかながみまして、各市町村に配分しようということで17年度からは来た分を人口と均等割に基づいて配分するというようなことになっております。

それで、16年度で1,876千円という数字についてはちょっと今把握をいたしておりませんが、そういうことで、17年度からは各県にきた分を全額市町村の方に配分しようということで、こういう金額になっております。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

そしたら、16年度までは積算の内容もわからんで、県から宝くじの収益金というか、交付金というか、そういったものが流れてくるのをあなた任せで受け取ったと、ところが、今回から人口、その他の積算内容を基礎にして来るというようなことであれば、17年度の交付に近い金額でもって宝くじの売れ行きの極端に下がったり何したりすれば別ですが、大体今から16年度のようなことはなかわけですね。

**○財政課長（大串君義君）**

一応議員おっしゃるとおりでございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

それから、24ページの節の20、扶助費、これが当初予算で大体330千円計上をされておったのが、今回の補正で849千円というようになって、トータルで1,179千円というふうになつとるわけですよ。急に18年に限って突出をしているわけ。過去の事例を見てみますと、16年

度の決算では620千円ですよ。17年度で660千円というような状況の中に、この重度障害者というのがそんなに急にふえたのかと、この重度障害者というのは当然、やっぱり障害手帳の1級、2級に相当する、そういうような程度を指しているわけですが、一遍にこういうように倍額になるような状況というのはどういうふうな経過の中で起こっているのか、非常に疑問に思うものですから、この辺についてひとつ説明願いたいと思います。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

議員御質問の24ページから25ページにかけて補正をお願いしておりますが、その中で重度身体障害者日常生活用具の給付事業というのは、障害者自立支援法に基づいて平成18年度からスタートした事業でございます。そういうことで、当初610千円を計上いたしておりましたが、今後、利用が多くなるということで、執行率は33%台ですが、今後予想されましたので290千円の今回補正をお願いいたしております。（「290千円じゃなか」と呼ぶ者あり）24ページから25ページにまたがっております。その上の350千円につきましては、よろしいですか。

**○16番（中溝忠喜君）**

なるほど、はい、済みません。

次に、28ページの19節の負担金補助及び交付金の家庭用合併処理浄化槽の設置補助ですね。これが今回1,581千円というようなことで、この内容は5人槽が2基、10人槽が1基というようなことでなっとるようですが、大体これに対しては補助の内容がどのような状況になって、そして、これはメーカー関係が幾ら、浄化槽のメーカーが幾らあるのか。この辺の選び方は自分たちで選んでいいのか。その辺の条件内容はどういうふうになっとるのか。それをお尋ねしたいと思いますが。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

5人槽に関しては354千円の補助額、7人槽については411千円の補助額、10人槽については519千円の補助額です。

業者につきましては、設置者の希望でメーカーは別に特定しておりませんが、当然JISマークとか、そういった工業マークですかね、そういったことをクリアしておればいいということで補助を出しております。

**○16番（中溝忠喜君）**

それは、大体当事者の町民の考え方一つで業者の選定はできるのかどうなのか、その辺ば詳しくお尋ねしたいと思いますが。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

設置業者に関しては、町の指定工事店の許可を持っておれば工事することができますし、業者を選ぶに関しては設置者の自由になっております。

**○16番（中溝忠喜君）**

それで、私は太良町はやっぱりほかの市町村と比較して、この環境整備あたりは非常におくれてもおります。ところが、これはやっぱり集落排水とか公共下水道というようなことになれば、相当な予算が絡むわけで、今の財政状況でこのことができる状況でもございませんので、できることならば、やっぱり合併槽でできる範囲でも環境整備をしていくという方向が一番妥当ではなかろうかというふうに思っとるもんですから、そういう中でやっぱり聞くところによれば、最近の業者もこの生活環境づくりの厳しい競争の中で生き残りをかけてやるためには、やっぱりいろいろ特許を取るようなそういう新兵器を開発していかんとなかなか生き残れないというようなことで、普通今まで奨励してきたのは、合併槽というても生ごみあたりの処理はできなかったんじゃないかというふうに思うわけですが、そういった処理ができるというような内容のニュースといいますか、見聞された情報があるのかどうか、課長にお尋ねしたいと思います。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

議員御承知と思いますけど、ディスポーザーのことだとは思いますが、今、業者の間ではそういった生ごみも同時に処理するような装置も出てきているようには聞いております。

**○16番（中溝忠喜君）**

私が最近聞いた情報によれば、実際現実のテストも見たわけですが、浄化槽の中に台所からそのまま生ごみを入れて、それがそのまま浄化されていくという方式の合併浄化槽がでけるともんですから、そいを使えば、強力な微生物によって全部風化されて、そして、その構造が汚泥も残らないというようなことで、維持管理も相当安くしていかれると、それで、私たちが普通浄化槽をつけているのは年に2回ぐらいの定期検査があって、それにも50千円以上の管理費を出さなくちゃいかんと、そしてまた、保守点検といって、これが二、三カ月に1回ぐらいあるもんですから、これが数万円かかってくるわけですよ。ところが、この新兵器になれば、汚泥がたまらないというようなことで、年間3千円でその汚泥のくみ取りがわずかなもんですからいいというのが1点ですね。

それから、保守管理が12千円ぐらいで済むと、そして、その上浄化槽の本体にしても550千円で払い下げられるというような、そういう非常に優秀な特許を取った新兵器があるもんですから、それで、それはどっちかといえば、今のくみ取り業者泣かせの、もうくみ取りは将来要らんんじゃないかかというような、そういう状況になってくると思いますが、それで、町としても今、町は広域のごみ処理にも約30,000千円ぐらい、それから、鹿島の処理組合にも

50,000千円ぐらい、それからまた、ごみ収集の委託にも四千四、五百万円から50,000千円ぐらい毎年出しとるわけですよ。やっぱり幾らでも減らされていくということになれば、これはもう太良町の環境整備の中で非常に効率のある新兵器じゃなかろうかというふうに思うもんですから、そういったものがあるとすれば、やっぱり町としても参考としてでも実験なり、あるいは説明なりさせてもらって、そして、もし、このことがいけるというようなことであれば、これはやっぱり住民とともにタイアップしていけば、太良町の非常に効率のある、合理化になっていくというふうに思うもんですから、その辺について、もしそのことがあったら、町長としてどういようなお考えなのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

**○町長（百武 豊君）**

いい利便性で安くできれば耳を貸す余裕はあります。ただ、もともと公共下水道等についてはもう不利だということは建設委員さん方も視察をされて答えは出ておりますし、やっぱり合併浄化槽でないといかんだらうということは認識をしております。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、これは集落でもなければ、公共下水道でもない、合併槽ですよ。合併浄化槽がそういうような仕組みになっているというようなことで、五十四、五万円程度でそれが買えるというようなことですので、補助のあれを受ければ、非常に住民にもサービスができるというような、一石二鳥のそういうような新兵器ではなかろうかというふうに思うもんですから、それでも、町長としていつでも耳を傾けていいものであればというようなことであれば、ぜひひとつ実験なり説明を受けて、やっぱりよければやるんだというようにそういう決断に立ってもらいたいという気持ちもあるもんですから、これはもう町民に対して将来このことが本当のものであるとすれば、これはもう十分検証をして臨む必要があるわけですが、ぜひそういうような前向きの姿勢でやっぱりおってもらいたいというようにお願いしたいと思います。

**○助役（木下慶猛君）**

今、中溝議員の提案をいただいたもんですから、と申しますのは、20日に今言うように下水道関係の皆さんにお示ししまして、一番最初私のところは9年に14カ所を設置したわけですが、それをもっと見直しということで、せんだって議員さんたちにも示したわけですが、江岡から陣ノ内まで、川原まで4,360,000千円の事業費だったわけですね。そして、これを見せたときに広江、亀ノ浦の連檐しとるじゃないかとかいろいろ出ましたけれども、町長の意見としましては、やっぱりそういう下水道事業じゃなくて、今回ずっと合併浄化槽入っとなるわけですが、今後の方針としては合併浄化槽で行くんだということを提案しまして、20日ですけれども、そういう予定を立てております。

ですから、今おっしゃった浄化槽が550千円ですか、それから経費が5千円ぐらいでよかということは、そういう画期的なものがあつたら、ぜひ、緊急を要するもんですから、すぐ、

きょうの帰りにでもそういうことの資料をいただけたらということをご希望しますが、よろしゅうございますか。

**○7番（恵崎良司君）**

関連ですけど、多分それは私たち2年ぐらい前、マリトピアで講習会があったとき、ちょっと今、課長も言うけれど、ディスポーザー方式というか、つき合併浄化槽ということだと思います。生ごみなんかも同時に可能ということで。太良の、名前言うてもよかですけど、ついとるから、私もまだ見に行っとらんですけど、そういうことですから、今度20日にまた検討委員会もありますから、私たちもそういう資料もいただきながら、執行部の方もぜひ、まだ具体的な情報がなかったら調べていただいて、課長は知っていると思いますので、私たちも研究をしたいと思いますので、ひとつ執行部の方もよろしく願いいたしておきます。

**○11番（岩島 好君）**

3点ほど質問いたします。

まず、33ページの商工総務費の中の19節の生活交通路線バス運行費補助金の増額、この問題について、当初予算で2,542千円組んで、今度600千円余りですから、3,200千円程度になるわけですよ。この問題は、何でこんなにずっとふえてくるのか、このふえてくる理由の説明を求めます。

それから、34ページの道路新設改良費の、私不思議でならんのですが、消耗品が当初予算で100千円しか組んでいないし、今度400千円も消耗品の要するという予算。それに燃料費が当初33千円でまた今度64千円の増と、これが何で今出てくるのかなという気がします。それ説明を求めます。

それから、36ページの学校管理費の中の工事請負費、当初予算が7,900千円で減額が2,155千円ということですが、これは率から行きますと大分下がるわけですが、計画と実績のその出てきた差ですね。その説明です。

それから、委託料が18,200千円も組んであって、13,000千円もその中学校の体育のあれが減つと、これもどう考えてもちょっと、町長の説明では入札減と執行残だという話ですが、当初予算の組み方に問題があったんじゃないかと、どのようにして当初予算を18,200千円と組まれたのか、その辺の説明を求めます。

**○企画商工課長（佐藤慎一君）**

お答えします。

33ページ、負担金の624千円の増額補正の件ですけど、これは平成18年度が生活交通路線の輸送実績というのが平成17年10月1日から平成18年9月30日までと、バス路線についてはこれが決算になっております。これについて、輸送実績、つまり乗車人員の減に伴う国庫補助負担金の減による今回の、国の補助金が減ったので、地元の鹿島市、太良町の負担が多くなったと、簡単に言えば、そういうことでありまして、実際この生活交通路線という

のが、起点が鹿島のバスセンターから糸岐本町を経由しまして、終点が県境でございます。キロ数で25.6キロで、当初の予算計上のときには乗車密度が2.7と、運行回数は9.3ということで、これ掛けた数字が輸送量ということで、この輸送量を5人平均の乗車人員で割ったのが結局国庫補助対象となるポイント数の算定になるわけです。ちょっと9.3分の5.0と最初はしていたんです。それが今回輸送実績の減に伴って、24.1という輸送量を5で割れば4.82ということで、端数切り捨てで4.0でカウントされます。5.0が4.0に下がったことによって、国庫の補助金が約1,000千円程度下がったと。この1,000千円程度の下がった分を厳密に言いますと、経常収益引くことの経常費用ということで、大体経常損益が当初は9,913千円で見込んであったのが今回の実績で10,016千円と、経常損益自体は103千円程度の減なんですけれども、いわゆるこの国庫補助負担のポイントが1ポイント下がったことによって、国庫補助の負担金が1,000千円程度、同時に、結局鹿島市と太良町の分にカウントされる金額が1,000千円程度上がったと、それを鹿島市が大体運行距離が11.4キロ、太良町が14.2キロ、この割合で算出した結果、太良町の場合、当初2,542千円を組んでおりましたけれども、今回の算定で3,166千円ということになって大体624千円の増額補正ということでお願いしているところでございます。

#### ○建設課長（岩島正昭君）

34ページの需用費が464千円、今回増額をお願いしておりますけれども、今さらおかしかじゅっかということでございますけれども、確かに今回の補正はそうでございます。

この流れを説明いたします。今回、この補助事業の道整備交付金事業ということで、当初県との打ち合わせで事務費総額の80%を人件費で計上していいですよというふうな打ち合わせでございました。今回、事務費の使途協議ヒアリングにおいて、人件費の限度額を72%で抑えなさいというふうな指導を受けましたので、その差額の464千円を需用費に増額したということでございます。需用費が12月になってこういうふうな消耗品もふえておりますから、指示どおりに予算を修正いたしまして、3月で工事の方へ組み替えをお願いしたいと思っております。

以上です。

#### ○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

36ページの学校管理費の工事請負費についての補正減でございますけれども、当初多良中学校の駐車場整備工事予算を3,700千円見込んでおりました。これが設計におきまして、1,934千円ほどでございます。確定額が1,681,050円でございます。設計の85%でございます。予定額の94%でございます。多良中学校の多目的ホールのふきかえ工事でございますけれども、当初3,200千円見込んでおりましたけど、設計額4,130千円ぐらいでございます。予定額を3,832,500円であります。確定が3,727,500円でございますして、設計額の90%、予定額

の97%でございます。

それから、多良中学校のごみステーションの設置工事でございますけど、予算額を1,000千円見込んでおりましたけど、設計が378千円でございます。予定額が357千円で確定が336千円でございます。設計額の89%でございます、予定額の94%でございます。

そういったことで、2,155,450円減額になります。

それから、大浦中学校の体育館の設計管理委託料の件でございますけれど、当初40メートルの30メートルの1,200平米を概算的に見積もっております、平米当たり200千円で計算しておりました。240,000千円でございます。そのうち、7.5%で見積もっております18,200千円でございます。この分につきましては、設計を16,850,400円になりまして、これにつきましては確定金額が5,109,300円でございます。それで、落札額は設計額の34%でございます、相当な減額になったというふうなことでございます。

以上です。

#### ○建設課長（岩島正昭君）

今の中学校の体育館の設計管理の説明を補足します。

まず、執行残につきましては1,349千円の執行残でございます。入札残金が11,741千円、合計の13,090千円ということでございまして、大体今回9社指名をやっております。従来の指名業者からあと2社新しく追加をしたということで指名競争入札の結果、予定価格に対して33.8%の落札と、設計額に対して30.3%ということで競争もひどかったんですけども、ちょっと設計事務所は余り初めてだったもんですから、大丈夫かなということで調べてみたら、1級建築士が6人、2級建築士が1人というふうなことで、会社的にも大きいということで、今回思い切って札を入れたということでございます。だから大幅な競争を、新しく新規に2社入れたとの1社が大幅に競争して落札したということでございます。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

今の答弁よくわかりましたけど、私はこれをぽっと出されると何でやてやっぱり思うんですよね。それで、非常に34%ぐらいで落札されたということですけども、課長の話聞けば、大丈夫な会社ということであれば、これで納得はできます。

それから、次長の説明では、何が当初予算でどうだ、こうだという話が出ましたけれども、やっぱり予算組まれるときにもう少し慎重に、ある程度予算の組み方ばせんばいかんとやなかかなという気はするんですよ。ていうのは、例えば3,700千円ば1,900千円じゃいで設計はよかったという話が出てきますとね、やっぱり予算組んだときの見積もりば余り軽々しくし過ぎておらんかという懸念がするわけで、今後はやっぱりあなたのところででけん場合は建設課なりどこじゃい頼んで、ある程度近い数字、ぴしゃっとは見積もりですからいかんと思うんですが、せんとおかしいんじゃないかと、3,200千円なかとでも4,130千円にしたと、と

ころが、入札したぎんぎゃんやったと、それはなるほど入札ですることいいわけですけど、予算つくるときにもう少しやっぱり慎重に考えて——考えてというか積算をしてお願いするべきじゃないかということ、まずお願いをしときたいと思います。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

今後十分に協議していきたいと思っております。

**○14番（木下繁義君）**

この28ページの合併浄化槽の関連ですが、さっきから中溝議員の方からいろいろ説明があつておったわけですが、5人槽で354千円、7人槽で410千円と、10人槽で510千円の補助の内容になっているわけですが、県下の町村の中で、もっとこの補助率を優遇されているようなところもあるというふうに聞いておりますので、そういったところもぜひ調査をされてみることは大事ではなからうかということが1点と、それから、さっきのディスポーザー方式でいうその合併浄化槽でございますが、これに調理場にディスポーザーという生ごみ処理機をつくれば、大体60千円ぐらいの機器のようでございます。それでもう生ごみは全然出んということでございますが、今現在合併浄化槽にはそれはつけていいということになっておるそうで、しかし、竹崎のようにこの処理場の方にそういったものを流されるものかですね、担当課長。その生ごみ処理機で処理して、その処理場の方に流していいものか、その辺もひとつ研究をしていただければありがたいと思います。

そこで、この補助率ですけど、9年度に14カ所で43億円もかかると、そういったことから、やっぱり県下でもうちの状況は21.4%と非常に下水道の環境整備が進んでいないというようなことで、こういったものにはもっともっと研究をして、このディスポーザーあたりも取り入れるように、建設委員会では現場を視察してみるように委員長には言っておりますので、執行部の方もぜひひとつそういったことも見て体験していただければというふうな考えを持っておりますが、どうでしょうか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

ディスポーザーも私たちも実際のものを見たことがありませんので、議員おっしゃるとおり、勉強させてもらいたいと思っております。

**○16番（中溝忠喜君）**

37ページの公民館費、この19節の負担金補助及び交付金ですが、これが500千円ということで上げられているのが喰場・端月のホームの改修事業の補助というふうになっております。これについてどうこうということじゃないわけですよ。今後、やっぱり補助金の見直しということも大きなテーマになっておるものですから。

それで公民館の整備事業というのは、もうここ何十年間の中に新築、改築というようなことで、全地域にわたって一段落がついているんじゃないかならうかというふうに思うんですか

ら、そこで、こういうような財政状況の非常に厳しい状況の中でございますので、やっぱり新年度あたりからこういったところにも矛先を向けて、これはもう補助の思い切った見直しをすべきじゃなかろうかというふうに思うわけですが、その辺について町長の考え方をお尋ねしたいと思っております。

**○町長（百武 豊君）**

見直しをするということと、逆にはふやさんばいけん、どうしても弱者のやつと両方ありますから、よく審査をしたいと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

**○15番（田崎 誓君）**

その今の28ページの家庭用合併浄化槽の件で木下議員に関連いたしまして質問したいと思っておりますが、今いろいろな議員の皆さんからいろいろなお願い事、それから、注文といいますか、御意見等を賜ったわけですが、私も委員会を通じまして、そして、太良町のある場所にあるということを知っておりますので、委員会を通じまして視察をしたいと、かように思っております。そこで、町の方もこういう計画はやっぱり町民のためになることなら、ぜひ計画を立てていただいて、そしてまず見ないことには、ここで幾ら話をしてみたってどうにもならないことですから、だからまず見ていただくことが一番先やろうと、かように考えますので、その考え方をトップであられる町長にお伺いをしたいと、このように思います。

**○町長（百武 豊君）**

前も申し上げましたけれども、公共下水道については、もうどこでも合併したところが特例債を利用してこれをやりたいと思ったけれども、とてもじゃないがそんな金はないということで合併浄化槽に変えたところが随所にありましたから、うちもまた御多分に漏れずそうでないといけないと思っておりますから、方向性はそうです。さらに、きょうは安い性能のいいのがあるということだから、これはよく検証をしてマッチすればその方向に行きたいと。

それから、冒頭に総務委員長から報告がありました。あそこで40何億円の予定をしとったけれども、合併浄化槽にして6分の1か、7分の1かで済んだという事実もありますので、公共事業じゃなくてやった結果。そういうことを踏まえてやっぱりなるほどなと思いましたが、いつも言いますように、いいところは猿まねでもしてやっていきたいと、こんな思いですから、研究の余地はあると思っております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第106号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第26 議案第107号**

○議長（坂口久信君）

日程第26. 議案第107号 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第107号 平成18年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第27 議案第108号**

○議長（坂口久信君）

日程第27. 議案第108号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第108号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第28 議案第109号

○議長（坂口久信君）

日程第28. 議案第109号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

現在病院は旧病院の解体とか、あるいは駐車場の整備、それに車庫の新設といった、そういった外部工事が行われておりますが、これについての請負明細の内容がどういうふうになっているのか、参考としてお聞かせ願いたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、旧町立太良病院の解体工事に48,594千円です。業者は肥前建設です。それから、町立太良病院外構工事の東の方2工区ですけれども、これが29,925千円です。それから、その外構工事の植栽工事が2,625千円です。それから、医師住宅の車庫も今つくっております。先ほどの植栽工事は新宮建設というところです。それから、その前の外構工事の2工区の29,000千円は肥前建設です。それから、医師の車庫ですけれども、これが平方工務店で11,287,500円です。それから、電気工事が所賀電気商会で6,006千円ということになっております。それで、合計の98,437,500円ということになっております。

以上でございます。

○15番（田崎 誓君）

今現在48,590千円ですか、これ肥前建設が受注しとるといようなことでございますが、その内容状態ですね。どういう状態で今現在舗装されているのか。その内容状態をお聞かせいただきたいと、かように思います。その舗装の状態です。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

病院の解体工事ということでございますけれども、ちょっと訂正方お願いします。

さっき事務長が解体工事を48,594千円と言ったと思いますけれども、これは消費税が抜きでございますので、消費税入れたところで51,023,700円に御訂正をお願いします。

この解体工事でございますけれども、これは旧太良病院の旧本体の解体でございます。面

積が旧本体のところは2,218.13平方メートル、坪数に直しまして671坪。それから、これが旧隔離病棟の解体でございます。これが面積で297平方メートルで90坪。旧リハビリセンター、看護師の宿舍があったと思います。あそこが317.98平方メートルで96坪、あとアスベスト解体ということで、旧処理場の跡にアスベストが入っておるということで解体をしております。坪当たりの解体に直しますと、旧本体が坪33,800円、隔離病棟が坪に直しますと——今金額を言っております——坪41,500円。旧リハビリセンターが坪に直しますと42千円というふうな格好になっております。

今、もうあれを解体しまして、昔はユンボとか何かでがさっとやって、そのまま持っていくよったわけです。今はコンクリート殻、鉄筋、タイル、ガラス、サッシ、金物と全部分けをして、それで処理場に持っていかないけんということで割とコストが高くなるというふうな状況です。それを解体しまして、あとは整地をする。工事はそれで終わりと、解体工事についてはですね、そういうことです。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃ、総合的に計算して、総合したのが約51,020千円ですか、そういうふうになるんですか。全部の今言われたのが総合した計算は幾らになりますか。

**○建設課長（岩島正昭君）**

お答えします。

今、解体で処分まで含んだ、整地をしたところで51,023,700円と、整地までですね。

以上でございます。

**○11番（岩島 好君）**

5ページの私は賃金のことについてお伺いをしますが、この説明で事務が1人減って、医療職が7名、清掃が2人というふうになっていますが、最終的には8名ふえとるわけですが、今、説明でいけば当初こんくらいでよかろうと思ったが足らんじゃったということですが、何でこんなに予算もないのに補正までして人間ばふやさんばいかんのか。今、太良病院は一生懸命頑張ってもらわんと、赤字財政でずっと来よるのに、これでまた9,000千円もふえていくということになれば、ますます赤字がふえるじゃないかという気がするんですよ。それで、何でこんなにふやさんばいかんのか。あと、3月、4月のときに1年やってみて、にっちもさっちもいかんけんということであれば、またその時点で考えていくべきじゃないかというふうな気がするんですけど、その辺の説明を求めます。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

当初の予算と現人員の8名の差をちょっと申し上げてみますと、看護師が当初8名予定をしておったんですけども、結果的に10名になったと、2名ふえました。それから、准看護師が2名予定をしとったんですけど4名になったと、これが2名ふえています。それから、

検査がちょっと当初予定していなかったんですけれども、忙しいということで1名ふやしています。それから薬局が、いわゆる薬剤師ですけれども、正職員が1名退職いたしましたので、今、正職員1名しかおりません。1名じゃどうにもならないということで、その補助の方を1名雇っております。それから、レントゲンはそのまま変わりません。事務が7名当初予定していましたが、1名減の6名と。それから、看護補助が6名当初予定しとったんですけれども、7名になりまして1名増と。それから、清掃が当初3名予定していましたが、何分広いもんですから、2人ふやしまして5名と。当直は変わっていないと。今申し上げましたので8名ふえております。

この8名ふやすにつきましては、いろいろこっちも逡巡して対応したわけですが、結果的に正職員を昨年から1名ふえたぐらいでふやしておりません。臨時職員について、かなりの部分を対応しようということで、本来ならば、正職員あたりは全部本採用にしたいところなんですけれども、その正看護師を正職員にしないで10名を臨時職員という形をとっておるということで、ある程度全体的な給料、いわゆる人件費を減らせているんじゃないかというふうに思っています。

この正看護師につきましては、今ずっとハローワークの方に募集を出しておるんですけれども、1名も集まりません。非常にこの臨時職員で来年もまたいていただけるかどうかということに非常に不安を感じておるところで、それを今10名も正看を臨時で雇っていることについては御理解をお願いしたいというふうに思います。

#### ○16番（中溝忠喜君）

今の事務長の答弁なんですけど、私、今のこの病院関係の日本の実態を見ておまして、もうこれは深刻な問題として、看護師の不足ということが切実な問題になって、もう既に今の段階で5万人の正看の不足を来しているというようなことなんですから、よっぽどこの辺な正看者の確保ということには十分配慮をしながら臨んでいかんと、今あまた多くの病院あたりがそういうような募集をしていることは事実なんですから、この辺の人事管理はもうとくと配慮をして臨む必要がありはしないかというふうに思っておりますので、その点についてどう思われるのか。

#### ○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

結局、本来はその10名も正職員で雇い上げたいと思っているんですけれども、うちの財政状況上、臨時の看護師で抑えているということをもっと御理解いただきたいと思いますが、それで、この時点で9,000千円もおっしゃいますが、そういう事情もあるということをもっと御理解をいただきたいと思いますが、もっと、本来は正職員の給料でかなりの高額になるということをもっと御理解願いたいと思います。

それで、その正職員につきましては、どうしても近隣の病院とのある意味で取り合いにな

るという状況がございますので、そこら辺に十分注意して、極力正看護師については職員化をしたいというふうに思っております。これはもう、そうしないとうちの病棟の、以前から申し上げています3対1とか、2.5対1とかというのが、今ちょっと改正になりまして15対1とか13対1になっておりますが、それが確保できないという状況が出てきますので、そこら辺のどれだけを正職員にして、どれだけを臨時職員対応とするかというのは非常に微妙なところがありますけれども、極力正看護師については正職員化をしていきたいという方向で考えております。それを御理解いただきたいと思えます。

#### ○16番（中溝忠喜君）

もう一つお尋ねをしたいのは、話によれば、今の太良病院の整形の先生が、私も何回となくかかった経緯があるわけですが、非常に人気があって、患者1日七、八十名の応対をしておられるわけですよ。それで、鹿島、小長井方面からもやっぱり話を聞いて患者が来るというような状況の中に、太良病院が佐賀大学医学部の附属的な、そういう一部の関係があるということで、なかなか医者的人事問題ということは至難のわざに等しい問題があるものですから、しかし考えてみれば、太良町はせっかく多額の投資をして、そして、ことしの4月からようよう新館として病院が発足したわけですよ。それで、この今の整形外科の先生が年度末でやめられるというような話も聞くものですから、できることならば、もう少しおっただいて、太良町に何年かおっただいて、太良町のやっぱり今の発足の礎を築くというような立場から、ひとつ町長として、全知全能を絞って、才覚裁量を發揮して引きとめるというような決意があるのかどうか、その点について後押しをしたいというふうに思うものですから。

#### ○町長（百武 豊君）

よく聞いてくれましたけれども、実際黒川先生はまことな名医です。ところが、就任されてもうどのくらいなるかわからんけど疲れたと、一つは。それから、私も将来のことがあるからもう医局は外れると、大学の意のごとならんということが一つですね。もうそれははっきり言ってあるようでございます。そして、ある場所は言いませんけれども、民間のところには永久就職をすると、恐らく金額の面だとも思いますけれどもね。それだけ技術もあるのに自分で開業したらいいのと思うけれども、やっぱり本人がそのような面持ちで、もう4月にははっきりとそのようなことで意思表示を、事務長に聞いてもらって、もうはっきりしておられます。

それで、これではうちの新しい医療の殿堂ができたのに、いい先生がおらんやったら大変だということで、一般質問が終わった15日翌日、前々から教授に予約をとっておりましたけど、なかなか返事が来ない、忙しいから来なかったけれども、15日4時にはいいですよということだったから、事務長を従えて教授と会ったところです。そして哀願をした結果、4月にはできれば2人派遣をしましょうと、まだ医局との交渉の余地があるから何とも言えんけ

れども、1人は間違いないと、できれば、医局と話し合っただけで2人体制で派遣をしたいと、このような言葉をいただいて帰ってきたばかりでございますので、やっぱりその辺は気になるところ、皆さんも思っているから、今の段階ではそういうことでございます。

できれば、今、黒川先生と同時に週に1回か来ていらっしゃる同級生の余り変わらない医療の持ち主の方が、この整形の部屋はこのようにつくれとか何とか提案をしてくれた宮崎先生というのがおるんですよ。この先生をできればというふうにターゲットにして教授にも申しておりますので、そうすると事情もよくわかっておられるし、新しいドクターが2人来ても戸惑う点もあろうけれども、宮崎先生が来てもらえればさらにいいんじゃないかと、こんな思いで帰ってきたばかりでございます。

それから、さっき問われておったナースの問題についても、人件費が上がるのは大変だけれども、やっぱりあなたも言われたように、たまたまテレビで見るとどこでも看護師の獲得に血眼になっておるわけ、競争ですからね。今、高看の人がおる人にうまいぐあいについているのは、先では場合によっては考えるから、いましばらく臨時でおってこれとお願いをしている筋合いですから、できれば淘汰されれば、正看じゃない准看の人をなるべく淘汰して正看の人をより入れると、正看がいると手当がふえるんですよ。1日3千幾らか違うんですよ、准看とは。そういった面では、人件費も要るけれども、入ってくる手だても大きいという面もありますから、両々相まって運営にどちらがプラスか。いずれにしても、ナースがいなくなるのは事実、フィリピンから介護者とナースを1万人呼ぶというような国では政策を立てていますけれども、できれば、言葉のすぐ通じる日本人が一番いいという思いで、やはり先のことも考えながらやっていかないといけないと、こんな思いでありますから、ナースを逃がしたらだめだというのはもう変わっておりませんから、ドクターとともにそういう方向でやっていきたいと思っております。

#### ○6番（吉田俊章君）

今の黒川先生の問題ですけれども、やっぱり待遇の問題が一番ネックなのかなという気がします。やっぱりうちのそういう待遇のあり方というものもなかなか見直すということが難しい問題もあるんでしょうけれども、出すところには出すと、切るところは切るというふうな姿勢も、もう少しやらんといかんのじゃないかなという気がします。

それからもう一つ、今の内科の先生、間もなく定年ですかね。そこら辺も今後どうなっていくのか、そこら辺の先行きのことも少し考え方を聞かせてほしいと思います。

それからもう一つ、今ちょっとうわさになっているもので、この補正とはちょっと関係ないんですけども、明確に答弁をしてほしいなと思っておりますけれども、以前にもこれは質問があったんだろうと思っておりますが、実は太良病院、安く仕上げるためには、一生懸命努力もされたんでしょうが、塗装関係なんかが一番おろいかとぼしとっばいと、一番安かとぼしとっばいって話があったり、もう一つは、しおさい館でシロアリということが起きて、

そこでも今やり直すということになって、6,000千円程度金要ったですかね、そういう状況の中で、さらにまた今度の新病院もそがんとば使うとっじゃっかいと、同じ資材ば使うとっじゃっかい、何て思うとっかいというような話も聞きます。それで、そこはちゃんとした手だてもしてあつとでしようけれども、そこら辺の明確な答弁をしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

まず、1点目の内科の先生の今度の3月での退職のその後の件ということでございますけれども、これは今、町長の方とどう対処したがよいかというのを話し合っているところで。それで、もし角田先生がやめられるということになりますと、角田先生なんですけれども、その次のドクターをまた探すのが非常に大変なことになって、それをうまく調整できる対応をしたいというふうに、今町長と相談をしているところでございます。

以上です。

**○町長（百武 豊君）**

角田先生のことについては前も答弁したことがありますけれども、角田先生がだめだという人が半分、角田先生じゃなきゃでけんという信者が半分おられますからね。定年になられますと、あの人は自動車免許持たないんですよ。だから今言っているのは、定年になってもあなたがこれよりさらにうまくやってくれば、おってもらっていいですよとっておりますから、より以上にこれからやってくださいよと、今外すと1人しかいませんので、後はなかなか手だてがついていませんからね。たとえ3人になっても、場合によっては往診制度も設ければ、そういったものは角田先生にすべて行ってもらうかなと、これからの改革ですけれども、そんな思いも含めておりますから、やっぱり今まで貢献した人、あの人は診察もせん、聴診器も当てんやっつたと言いながらも、それが名医だという人もおるのは事実ですから、その辺は考えながら、1人失うとあと1人がいらっしやるかということが一番問題ですから、よく考えて私はそのような方向で行きたいと、こう思っております。

**○建設課長（岩島正昭君）**

しおさい館のシロアリの材質と太良病院の材質が同じじゃないかということで、またシロアリが来るんじゃないかというふうな質問やったと思いますけれども、太良病院の設計に当たるときに、設計委託の時点で既にしおさい館はシロアリが入ったもんだから、一応その付近ももとの石橋設計事務所、今度のまた設計事務所と一応相談しまして、材質から全然違います、太良病院の方はですね。だから、アリについてはもうまず98%ぐらい間違いなし来んというふうなことでございましたから、その材質を使ったということです。

**○15番（田崎 誓君）**

今、私は初めて角田先生が定年ということを知ったわけですよ。それで、医者なくして病

院は成り立つわけがないと思います、私は。そういう観点から、やっぱり退職をする定年制はあるけれども、医者がいなければどうにもすることもできないわけ。それで、いろいろ今町長がおっしゃるように、角田先生はよく言うのが半分、悪く言うのが半分おると思うんです、私もそう思います。しかし、太良町にとって長年勤めた功績、それはやっぱりたたえてやるべきだと、私はこういうふうに思います。

そこで、ぜひひとつ角田先生に定年後もおってもらうような相談を私たちはしたいと、かように思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第109号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第29 議案第110号

○議長（坂口久信君）

日程第29. 議案第110号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第110号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第30 議案第111号

○議長（坂口久信君）

日程第30. 議案第111号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第111号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。

ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

**日程第31 議案第112号**

○議長（坂口久信君）

日程第31. 議案第112号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

議案第112号は、教育委員会委員の任命についてであります。本案は、現教育委員会委員の蕪岡次雄氏の任期が平成18年12月21日をもって任期満了となりますので、再度蕪岡次雄氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づいて、議会の同意を求めるものであります。

住所については佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1563番地2、氏名、蕪岡次雄、生年月日、昭和12年4月15日。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第112号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

**日程第32 坂口祐樹君の議員辞職の件について**

○議長（坂口久信君）

日程第32. 坂口祐樹君の議員辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、坂口祐樹君の退場を求めます。

〔坂口祐樹議員退場〕

○議長（坂口久信君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（松本 太君）

それでは、辞職願を読み上げて報告いたします。

---

辞 職 願

私は、一身上の都合により、来る平成18年12月31日をもって辞職いたしたく、ここにお願  
い申し上げます。

平成 18 年 12 月 18 日

太良町議会議員 坂 口 祐 樹

太良町議会議長 坂 口 久 信 殿

---

以上です。

○議長（坂口久信君）

お諮りします。

坂口祐樹君の議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。したがって、坂口祐樹君の議員の辞職を許可することに決定いたし  
ました。

〔坂口祐樹議員入場〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。各常任委員会の調査、研修をより一層促進するため、総務常任委員会には  
庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、建設常任委員会には土木、建設、水道に関す  
る事項、経済常任委員会には農林水産、観光に関する事項について、おのおのの常任委員会  
は調査、研修を行い、町民の負託にこたえられるよう付託いたしたいと思えます。これに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査、研修を付託することに決定  
いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要

するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月8日開会以来、本日まで11日間にわたり、町政当面の諸議案を審議してまいりました。会期は12月19日までとなっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成18年の納めの町議会となりますので一言ごあいさつを申し上げます。

町長並びに町執行部の皆様方には厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また、地域住民の皆さんの声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のために業務に精励されたことに対し、まず感謝を申し上げます。

さて、本町議会ではことし1年を振り返りますと定住対策や少子化問題、企業誘致など、町の将来を考えた質問が多く出され、そのほかにも行財政改革、未収金問題等に活発な意見が集中しました。そのほか、JR長崎本線経営分離問題を初めとする数々の大きな諸問題に対しては、たび重なる会議や研修を重ね、町民にとって何が一番ベターなのかを慎重に検討し、結論を出してきたところでございます。

議員各位には、町民の代表として終始極めて熱心に本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

なお、私ごとではございますが、この1年、議長として無事務め上げてきたのか、甚だ疑問でいっぱいではございますが、これからもなお一層の精進を重ね、皆様方の御協力を得ながら務めてまいりたいと存じておりますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事年を越され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、平成18年第6回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。どうもありがとうございました。

**午後4時9分 閉会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 坂 口 祐 樹

署名議員 浜 崎 敏 彦